

第5期瑞浪市地域福祉計画 骨子案

瑞浪市

第1章 計画の策定にあたって～地域福祉計画の基本的な考え方～

第1節 計画策定の背景（地域福祉を取り巻く社会情勢）

■個人と地域の人間関係の希薄化、孤独・孤立の問題

近年の人口減少、少子高齢化により、核家族化、高齢者を中心とした単身世帯数の増加など世帯構成の変化や生活スタイルの多様化が進んでいます。地域で暮らす人々のつながりの希薄化も進み、介護負担や子育て不安、ひきこもりや虐待など生活課題は複雑化しています。

また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触機会が減少したことで、さらに孤独・孤立の問題が顕在化しています。閉じこもりによる虚弱化進行や社会的孤立、失業等による生活困窮などの課題もあり、迅速かつ丁寧な対応が求められています。

こうした中で、福祉サービスを必要とする人の生活課題や地域の福祉課題を捉え、利用者の自立支援や自己実現を図るとともに、問題の発見から解決に至るまでの過程において、地域住民の参加・協力を得ながら、地域住民・自治会・当事者団体・民生委員児童委員・福祉委員・社会福祉施設・行政等のネットワークによる支援が行われる「地域共生社会」の実現を目指す国の方針が示されてきました。

地域の誰もが安心して暮らすには、瑞浪市と瑞浪市社会福祉協議会が、地域を取り巻く変化やそれに伴う様々な生活課題に対応しつつ、さらなる地域福祉の充実を目指して両輪となっていく計画策定が必要とされます。

■複雑化・複合化した生活課題

介護・育児の両立、障がいのある子とその親の高齢化（いわゆる8050世帯など）、18歳未満で大人が担うような介護や家事の責任を引き受けているヤングケアラー、収入が不安定な非正規雇用の労働者の増加など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、世帯単位で複数の課題を抱えるといった状況もみられます。そのため高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など従来の制度の枠組みの狭間で支援が得られないケースも多くみられるようになりました。

既存の枠組みに当てはめるのではなく、複雑化・複合化した支援ニーズに対応し横断的な支援に加え、地域住民同士が「おたがいさま」のところで「時には支え・時には支えられる」関係を作ることが求められています。

第 2 節 国の動向（計画の根拠法等）

1. 社会福祉法第 107 条に基づく計画

瑞浪市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進の方向性を定める計画です。

同法によると、市町村による地域福祉計画の策定、変更においては、「あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」とされています。

2. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年改正法）

平成 29 年改正法（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画と位置付けられ、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき項目を定め、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すものとされています。



「地域包括ケアシステム」とは：

介護保険制度における高齢者を中心とした仕組みから始まったものではあるが、高齢者のみではなく、児童や子育て支援、障がい者、生活困窮者など幅広い対象が、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制構築を目指すもの。



「地域共生社会」とは：

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。

3. 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年改正法）

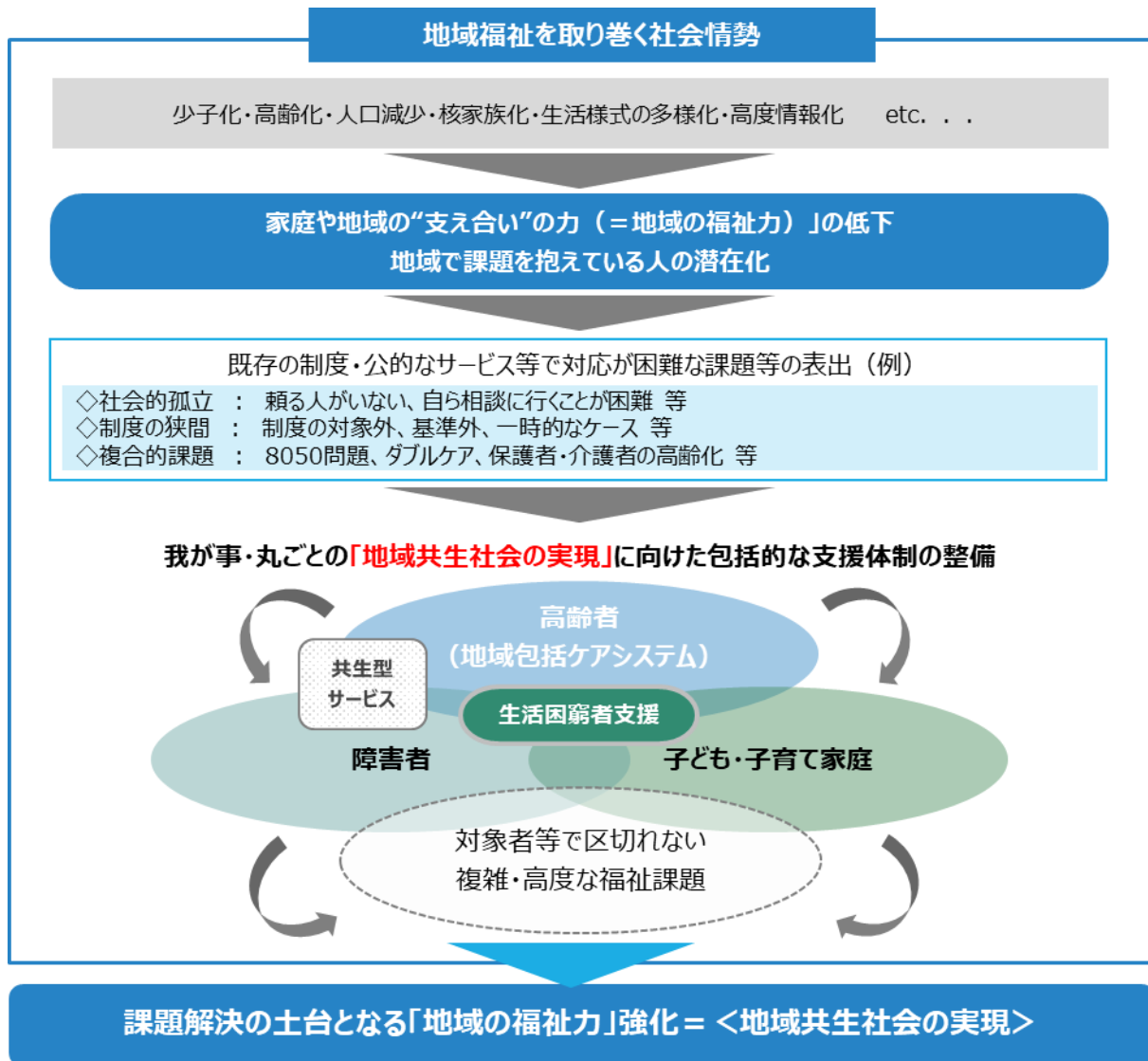
個人と地域の人間関係の希薄化、孤独・孤立の問題や、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するには、さらなる地域共生社会の実現に向けた包括的支援を目指す必要があるとして、令和 2 年改正法（令和 4 年 4 月 1 日施行）が制定されました。

令和 2 年従来の属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難であること、一方で属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分にかかる事務負担が大きいなどの課題を解決するために「重層的支援体制整備事業」の創設が求められています。

😊 地域共生社会の実現に向けた包括的支援とは：

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進にあたっては、地域包括ケアシステムの構築と合わせた地域福祉施策・事業を推進することが重要です。「地域の福祉力の強化」を行い、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現を目指します。

＜地域共生社会の実現に向けた包括的支援のイメージ図＞





さらなる包括的支援を目指す「重層的支援体制事業」とは：

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために強い負担を請け負うという「8050問題」や介護と育児のダブルケアなど、一つの世帯に複数の課題が存在するケース、またごみ屋敷など世帯全体が孤立しているケースなど、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するには、従来の支援体制では難しいとされており、より包括的な支援が必要とされています。

＜従来の支援体制の課題＞

- 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分にかかる事務負担が大きい。



【重層的支援体制事業】の枠組み

I 包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

II 参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

III 地域づくり事業

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域に対する活動の活性化を図る

上記の三事業を通じて

- ・アウトリーチ等を通じた・継続的支援事業
- ・多機関協働事業

を行っていくものとされています。



＜期待される重層的支援体制事業の効果＞

- 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- 地域づくりが進み、地域で人と人のつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援に早期につながる
- 災害時の円滑な対応にもつながる



SDGs との関連：

SDGs（Sustainable Development Goals（持続的な開発目標））は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するための環境・経済・社会についてのゴール（目標）です。社会が抱える問題を解決し、明るい未来を作るための 17 のゴールと、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、地域共生社会の根幹となるものであり、地域福祉計画においても、SDGs のゴールの達成に向けて推進するものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





地域福祉における「地域」とは：

～「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進における地域の考え方～

市民にとって身近に感じる「地域」の範囲はさまざまですが、助け合い、支え合いの仕組みづくりを進める地理的な範囲は、住み慣れた生活の場である自治会・小学校区などの地域が主に考えられます。しかし、そのような地域では解決することが困難な課題もあり、また、住んでいる場所にとらわれない助け合い、支え合いの仕組みもあります。そのため、本計画における「地域」は画一的なものとせず、必要に応じて「小地域」「地区」「全市」と柔軟に捉えています。

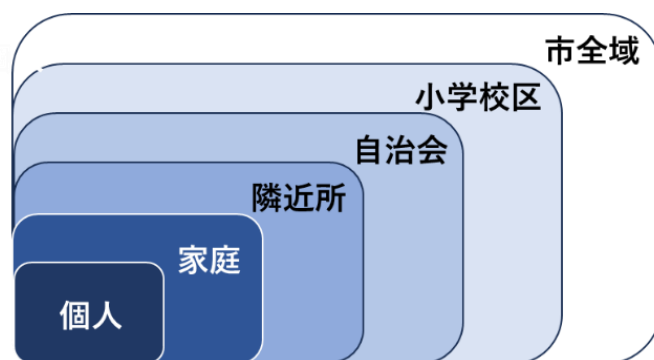
《小地域》…………自治会、組、班など

《地 区》…………小学校区

《全 市》…………市全域

本市においては、旧小学校区の8地区（瑞浪地区、土岐地区、稲津町、釜戸町、大湫町、日吉町、明世地区、陶町）の圏域単位で区長会とまちづくり推進組織を核とした地域づくりが行われており、福祉分野においても福祉委員の活動も同じ単位で行われています。今後もこの8地区を基本とした「我が事・丸ごと」の地域づくりに対する支援を行っていきます。

<地域の捉え方・考え方>



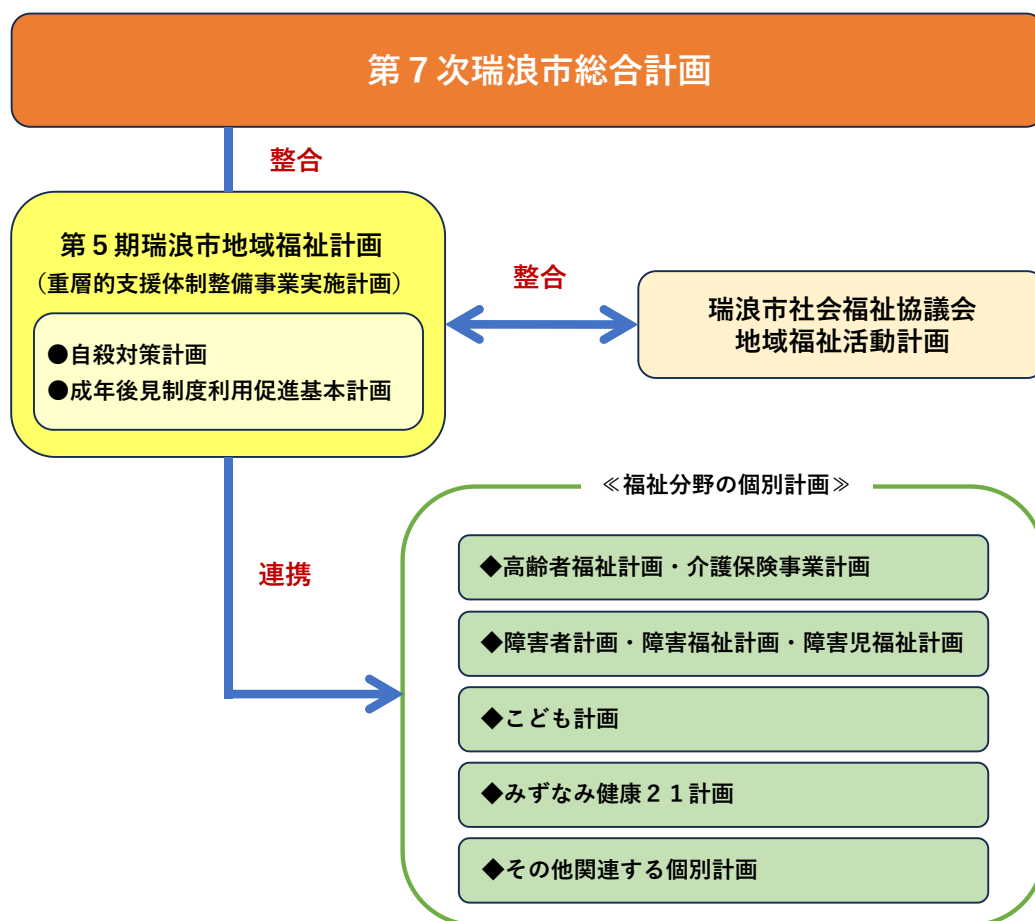
第3節 計画の位置づけ

1. 地域福祉計画と他計画との関係

本計画は瑞浪市総合計画の下に位置する福祉分野の上位計画であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、こども計画、みずなみ健康21等の福祉分野の個別計画、その他関連する計画と連携をとるものとします。

また、本計画は自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画を包括するものとします。さらに、本計画は地域福祉活動計画（社会福祉協議会）と整合をとるものとします。

<本計画と他計画との関係>

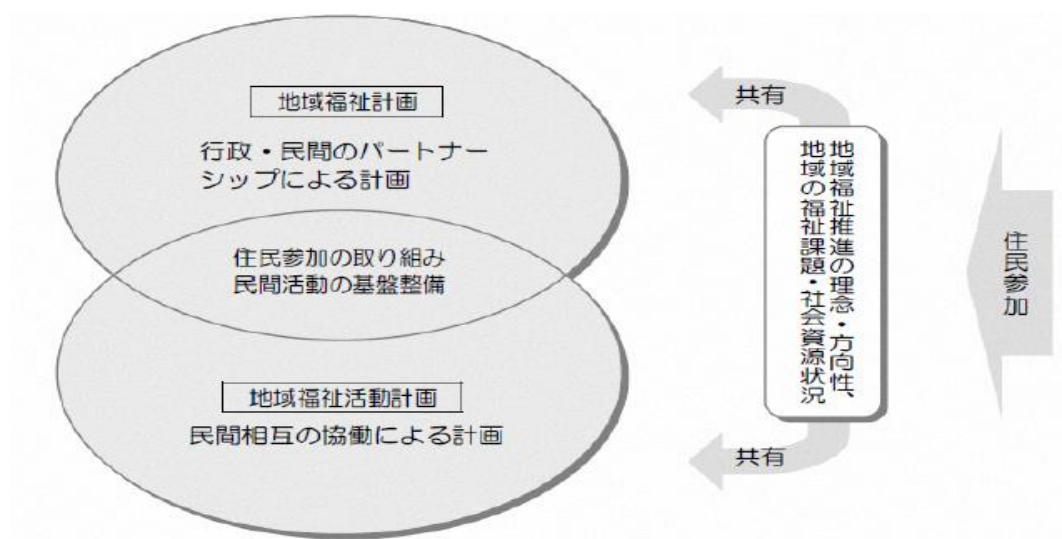


2. 社会福祉協議会との連携について

本計画が、市の地域共生社会の実現に向けた理念の明確化や施策・取り組みの体系化を図り、公助・共助・互助・自助の役割を意識した行政計画であるのに対し、地域福祉活動計画は、地域福祉計画の施策・取り組みに向けた具体的な行動・活動を示す計画であり、地域の福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会により策定されます。

本計画は行政計画としての位置づけであり、社会福祉協議会により策定される地域福祉活動計画は地域住民の立場から本計画を推進する計画です。相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められています。

＜本計画と地域福祉活動計画との関係＞



第4節 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。なお、国、県などの動向を踏まえ、社会・経済等の情勢変化に対応するために、必要に応じて見直しを行うものとします。

＜本計画及び地域福祉活動計画の計画期間＞

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
計画	第4期瑞浪市地域福祉計画 第4期瑞浪市地域福祉活動計画									
						第5期瑞浪市地域福祉計画 第5期瑞浪市地域福祉活動計画				

第5節 計画の策定体制

本計画及び地域福祉活動計画を策定するにあたって、広く住民や関係機関の意見を取り入れるために、市民アンケート調査、関係団体等へのアンケート及びヒアリング調査、住民ワークショップの開催、庁内関係課に対する調査を実施しました。また、有識者等によって構成された「地域福祉計画推進委員会」「地域福祉活動計画策定委員会」において、審議検討を行いました。

1. 市民アンケート調査の実施

市民の生活実態や福祉施策に対する考え方等を把握するため、市全域の18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人及び市内の全中学2年生309人に対し、アンケート調査を実施しました。

＜市民アンケート調査概要＞

項目	市民	中学生
調査時期	令和5年11月～12月	令和5年11月～12月
調査方法	郵送調査またはオンライン調査	学校指定のオンラインアンケートフォームを使用
有効配布数	1,000	309
有効回収数	478	273
有効回収率	47.8%	88.3%

2. 関係団体等への調査

ボランティア団体や自治会など、地域福祉にかかる活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施しました。調査シートをもとに関係団体等に対してアンケート調査を行ったほか、社会福祉協議会により別途ヒアリング調査を行いました。

＜関係団体への調査概要＞

調査実施者	市社会福祉課	社会福祉協議会
調査対象	学童クラブ 5 団体 瑞浪市子ども会連合会 手をつなぐ育成会 瑞浪市身体障害者福祉協会 瑞浪市長寿クラブ連合会 瑞浪北部地域包括支援センター (計 10 団体)	瑞浪市ボランティア連絡協議会 子ども発達支援センターぽけっと親の会 瑞浪市社会福祉協議会支部連絡協議会 瑞浪市民生委員・児童委員協議会 (計 4 団体)
調査時期	令和 6 年 6 月	令和 6 年 5 月～6 月
調査方法	郵送調査	ヒアリング調査

3. 福祉懇談会（ワークショップ）の開催

住民参画の一環として、地域住民との協働体制を考えるためのワークショップを開催しました。グループワークを通じて現在抱えている課題や問題点、今後の取り組みなどについて意見交換を行いました。

計 32 名の参加者が 5 グループに分かれ、以下の 3 つのテーマについて話し合いました。

- ① 住民の孤立化防止について
- ② 地域活動の担い手養成について
- ③ 地域の見守り体制について

＜住民ワークショップ開催概要＞

項目	住民ワークショップ
開催時期	令和 6 年 8 月 1 日 18 時 30 分～20 時
開催場所	瑞浪市保健センター大会議室
参加者	市内全 8 地区（瑞浪地区、土岐地区、稲津地区、明世地区、釜戸地区、日吉地区、大湫地区、陶地区）から区長会、民生委員・児童委員、まちづくり推進委員会、社会福祉協議会支部、公民館からの参加者及び市議会議員の計 32 名

4. 庁内関係課に対する調査

地域福祉の総合的な推進を図るため、庁内の関係部署を横断的に組織し、関係施策の現状を把握し、今後の施策方針を検討するにあたって連携体制を構築することを目的として、関係各課に対し調査を実施しました。

5. 「地域福祉計画推進委員会」の設置

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される「瑞浪市地域福祉計画推進委員会」を設置し、審議検討を行いました。

6. パブリックコメント等意見の聴取

広く市民のみなさんからの意見を伺うため、計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。

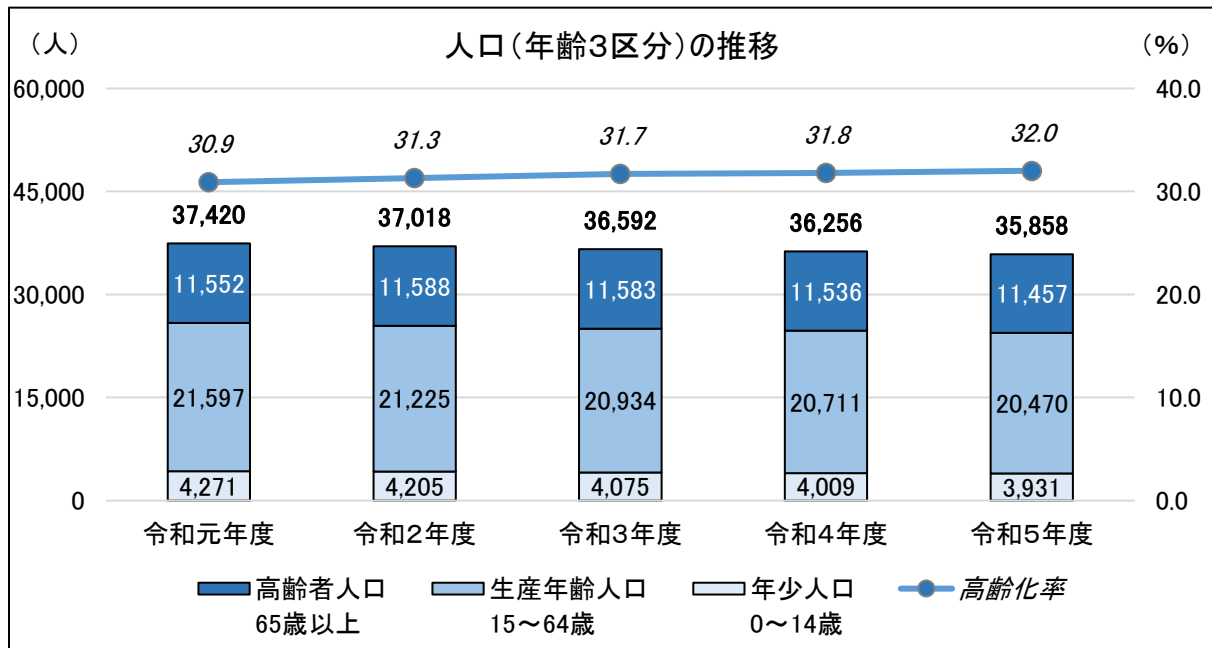
第2章 市の現況と課題

第1節 統計からみる現況と課題

1. 人口・世帯等の状況

(1) 人口（年齢3区分別）及び高齢化の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和5年度は35,858人です。一方で高齢化率は年々増加しており、令和5年度は32.0%です。

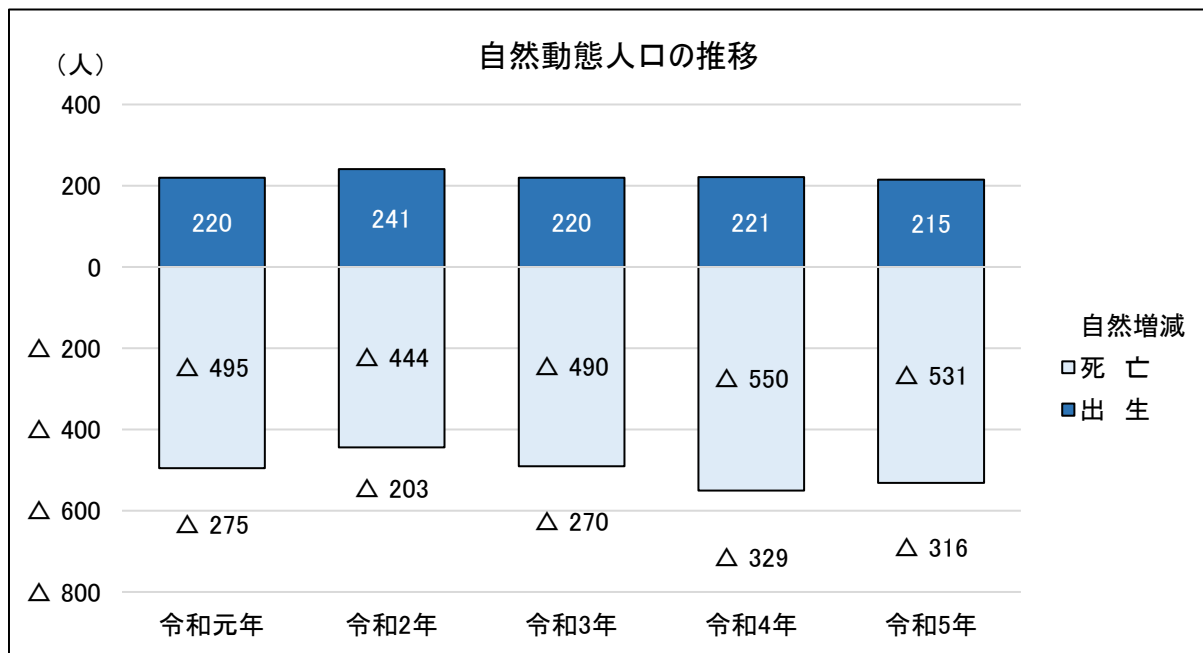


※各年10月1日時点

※資料：瑞浪市統計書

（２）自然動態人口の推移

本市の自然動態人口は、死亡が出生を大きく上回る自然減で推移しており、令和４年、５年では３００人以上の自然減となっています。

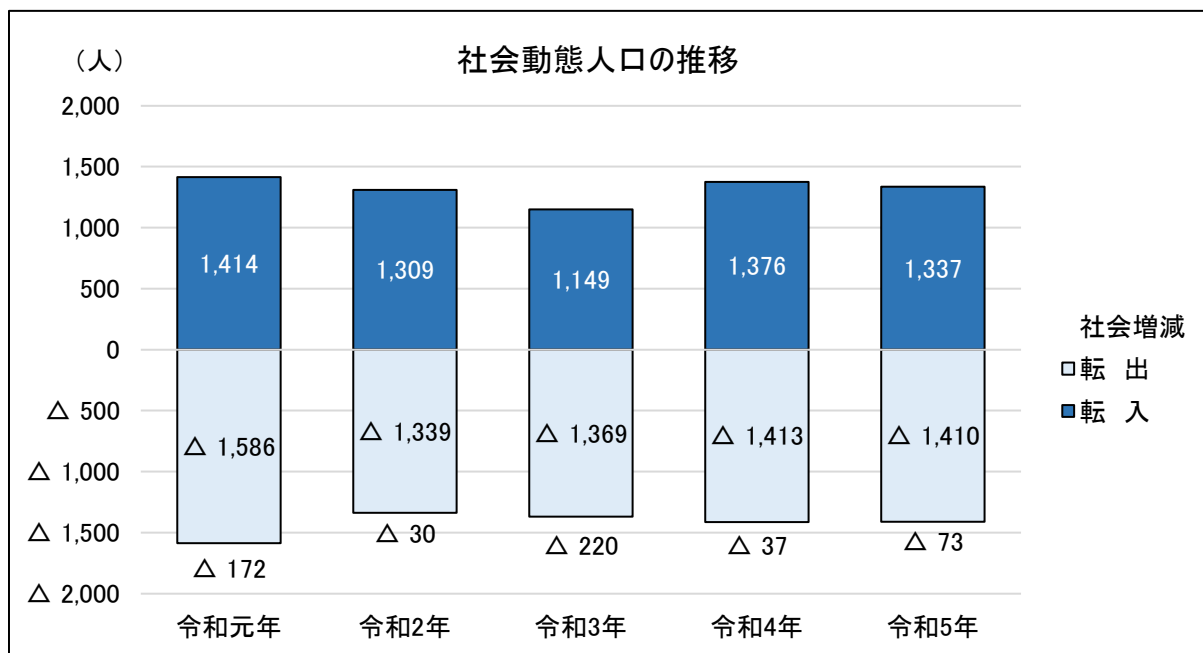


※各年 12 月末日時点

※資料:瑞浪市統計書

（３）社会動態人口の推移

本市の社会動態人口は、一貫して社会減であるものの、年度によりばらつきがあります。



※各年 12 月末日時点

※資料:瑞浪市統計書

(4) 平均世帯人員の状況

本市の平均世帯人員は年々減少しており、核家族化が進行しています。

(人)

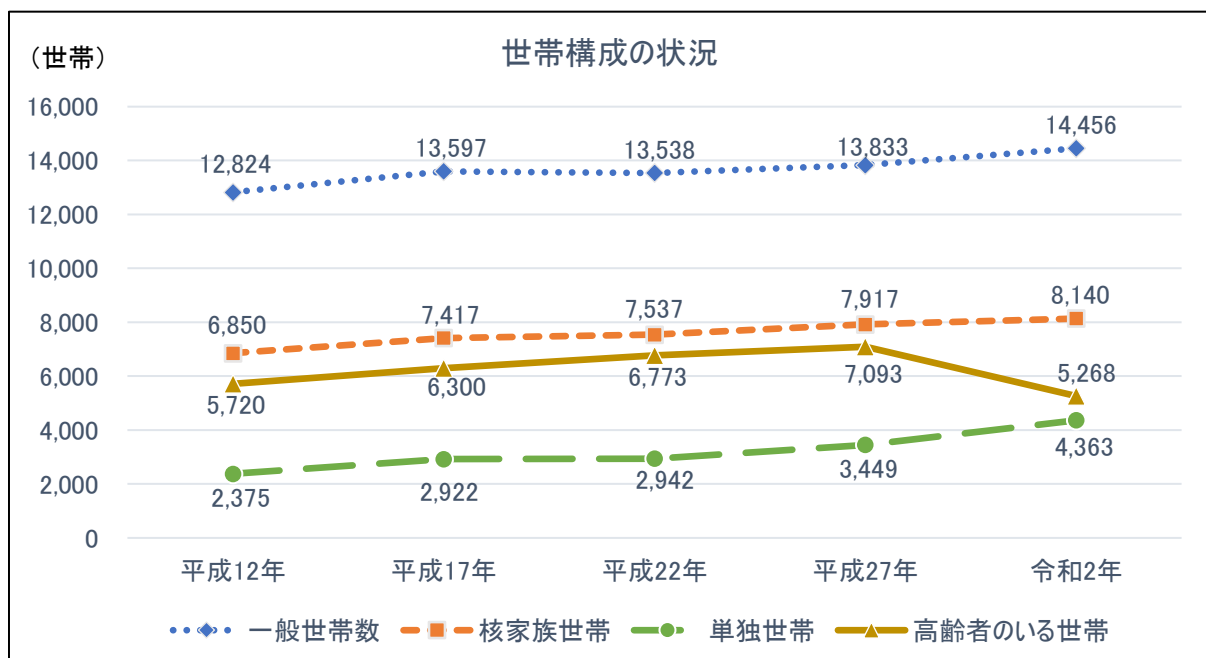
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均世帯人員	2.44	2.40	2.37	2.33	2.30

※各年 10 月 1 日時点

※資料:瑞浪市統計書

(5) 世帯構成の推移

本市の一般世帯数、核家族世帯数、単独世帯数は増加傾向にあります。令和2年では高齢者のいる世帯数が大きく減少しています。



※各年 10 月 1 日時点

※資料:国政調査(R2)

2. 子ども・子育てに関する状況

(1) 保育園の状況

本市の保育園児数は年々増えていますが、待機児童数は一貫して0人です。障害児保育数が令和3年度から急増しており、令和5年度は5年前の約3倍です。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定 員 数	1,129	1,098	1,338	1,349	1,158
保 育 園 児 数	607	696	696	750	755
待 機 児 童 数	0	0	0	0	0
0 歳 児 保 育※1	14	7	15	14	12
障 がい 児 保 育※2	22	27	50	56	63
延 長 保 育※3	-	45	39	59	55

※1 各年4月1日時点園児数

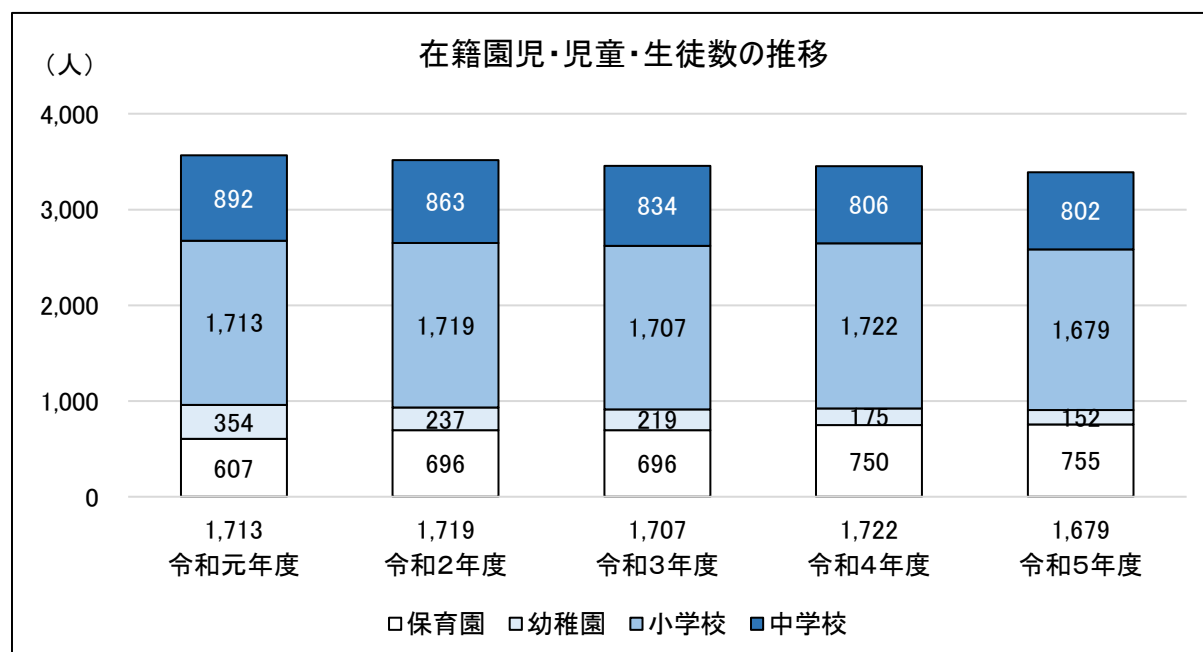
※資料:こども家庭課

※2 各年4月報告 福祉行政報告例

※3 令和元年度については、基準が異なるため未記入

(2) 在籍園児・児童・生徒数の状況

本市の幼稚園児数が減少し、その分保育園児数が増加しています。小学校児童数、中学校生徒数は減少傾向です。



※各年10月1日時点

※資料:瑞浪市統計書

※特別支援学級等を含む

(3) 家庭児童相談件数の推移

本市の児童相談件数は減少傾向ですが、延べ相談件数が令和 4 年度に大きく増えており、1 件あたりの相談回数が増えていることがうかがえます。

(件)

	相談内容		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童相談	養護	虐待	24	34	23	24	16
		その他	15	7	8	9	6
	保健		0	0	1	0	0
	障がい		0	2	2	2	1
	非行	ぐ犯	0	2	0	0	0
		触法行為等	0	0	0	0	0
	育成	性格行動	5	1	4	6	2
		不登校	2	3	4	2	2
		適性	0	0	0	0	0
		育児しつけ	5	8	4	2	3
	その他		0	0	0	0	0
	合計		51	57	46	45	30
成人相談			6	9	5	1	2
延べ相談件数			510	644	634	948	860

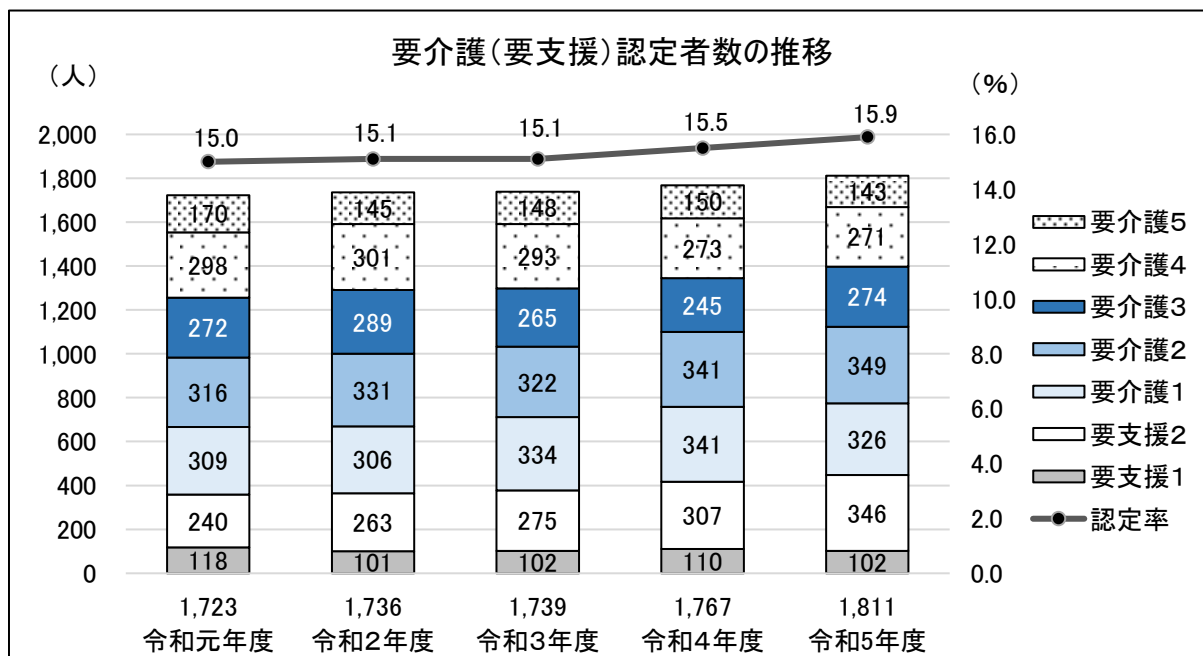
※各年度末時点

※資料:こども家庭課

3. 高齢者に関する状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

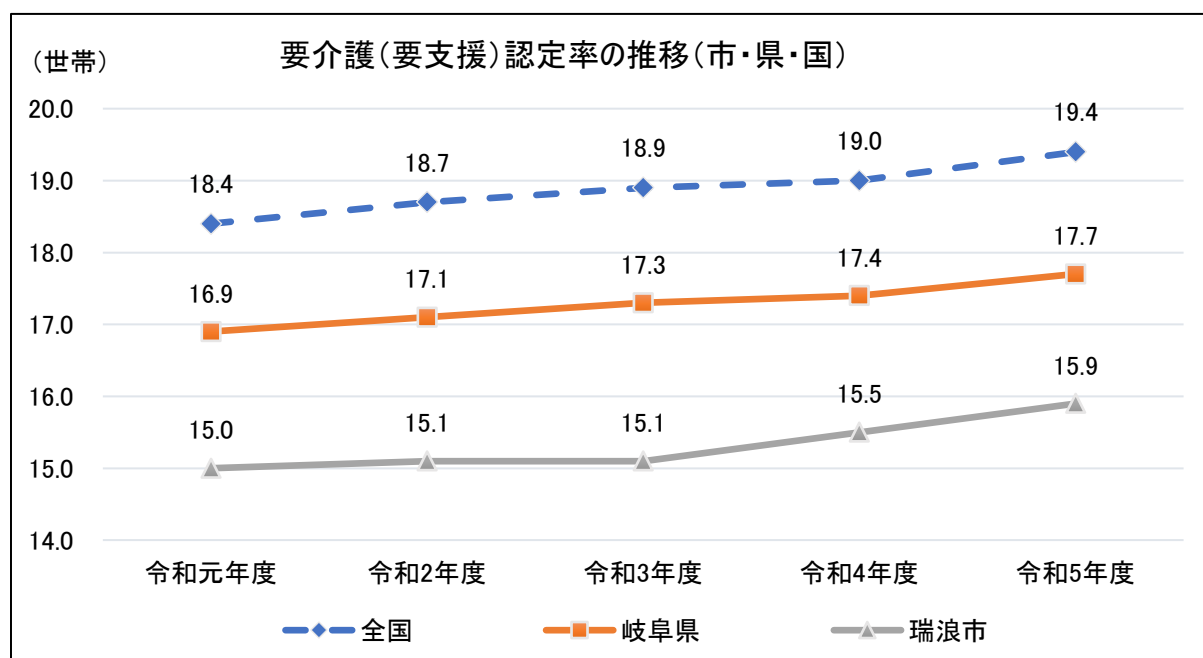
本市の要介護（要支援）認定数は増加傾向にあり、認定率も増えています。



※資料:厚生労働省 介護保険事業状況報告

(2) 要介護（要支援）認定率の推移（市・県・国）

本市の要介護（要支援）認定率の推移を全国、県と比較すると、国より約 3.5 ポイント、県より約 2 ポイント低くなっています。



※資料:地域包括ケア「見える化」システム

(3) 地域包括支援センター相談件数の推移

本市の地域包括支援センターにおける相談件数の推移をみると、訪問件数が令和元年度から令和2年度にかけて約2分の1に減少していますが、来所、電話の新規件数は増えています。

(件)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問		1,357	654	622	693	630
	新規	250	166	124	100	107
	継続	1,107	488	498	593	523
来所		186	202	244	301	290
	新規	75	82	76	99	131
	継続	111	120	168	202	159
電話		1,194	1,292	1,353	1,906	1,654
	新規	169	312	313	386	425
	継続	1,025	980	1,040	1,520	1,229
計		2,737	2,148	2,219	2,900	2,574
	新規	494	560	513	585	663
	継続	2,243	1,588	1,706	2,315	1,911

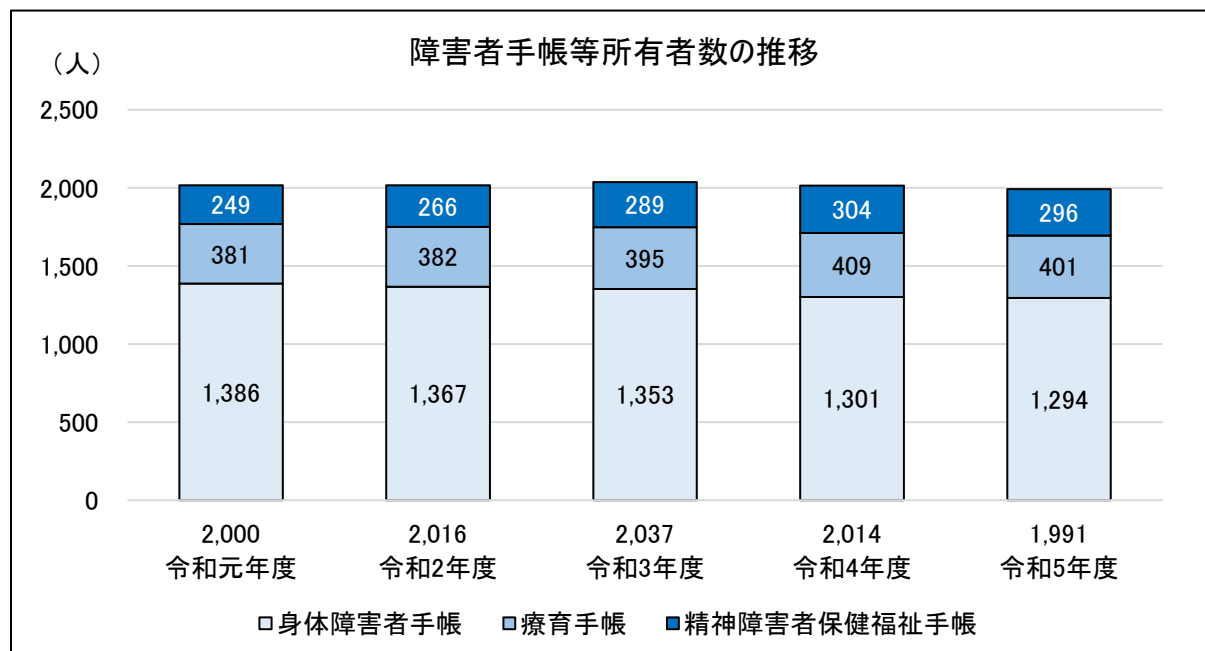
※各年度末時点

※資料：高齢福祉課

4. 障がい者に関する状況

(1) 障害者手帳等所持者数の推移

本市の障害者手帳等保持者数の推移をみると、身体障害者手帳は減少しているものの、療育手帳、精神障害者福祉手帳は増加傾向にあります。

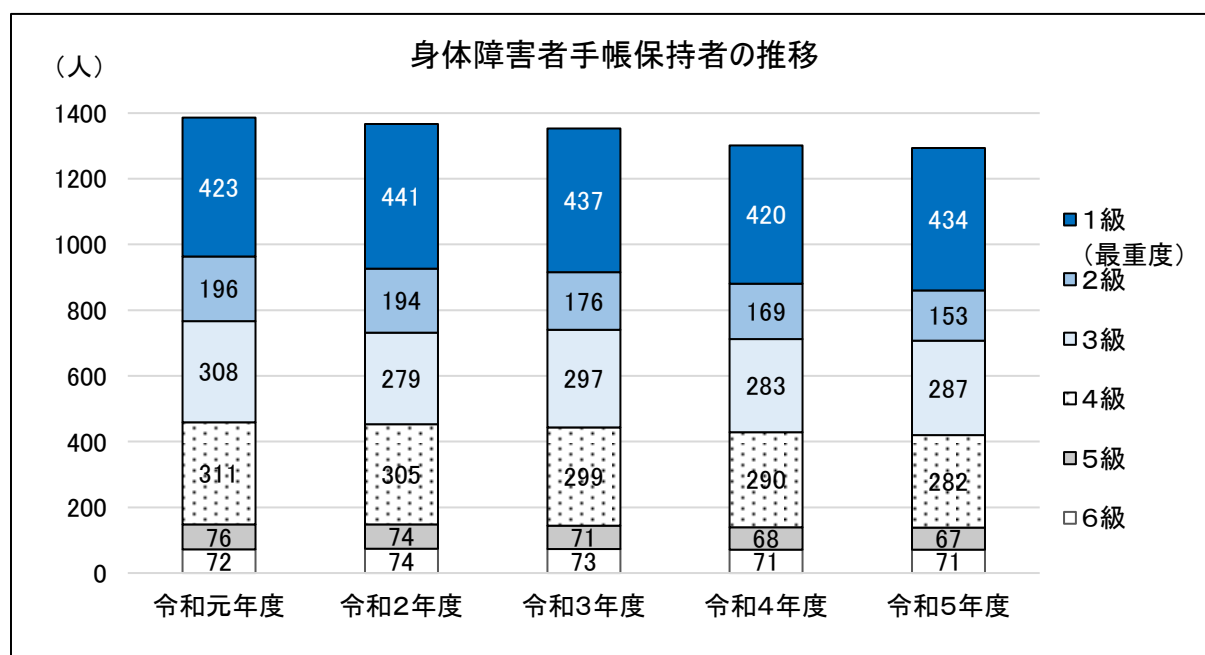


※各年度末時点

※資料:社会福祉課

(2) 身体障害者手帳保持者の推移

本市の身体障害者手帳保持者の推移をみると、全体及び2・4・5・6級は減少しているが、1級は増加傾向にあり、3級は増減を繰り返しています。

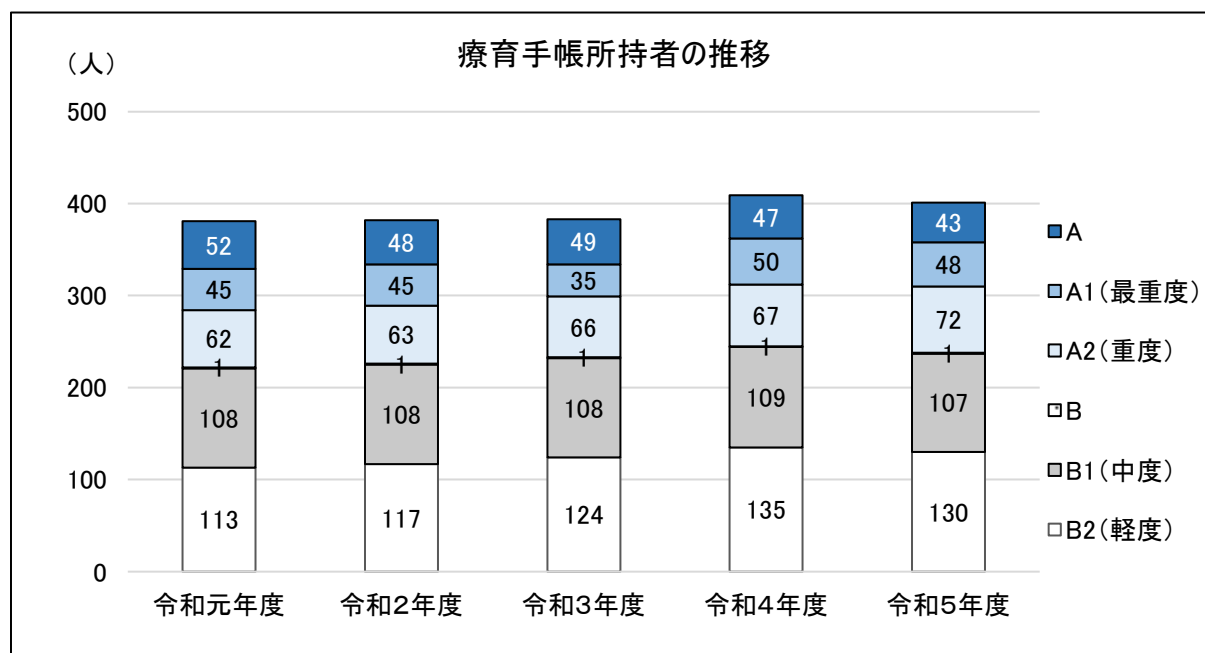


※各年度末時点

※資料:社会福祉課

(3) 療育手帳所持者の推移

本市の療育手帳所持者の推移をみると、B2（軽度）が令和元年度から大きく増加し、Aが減少傾向にあります。

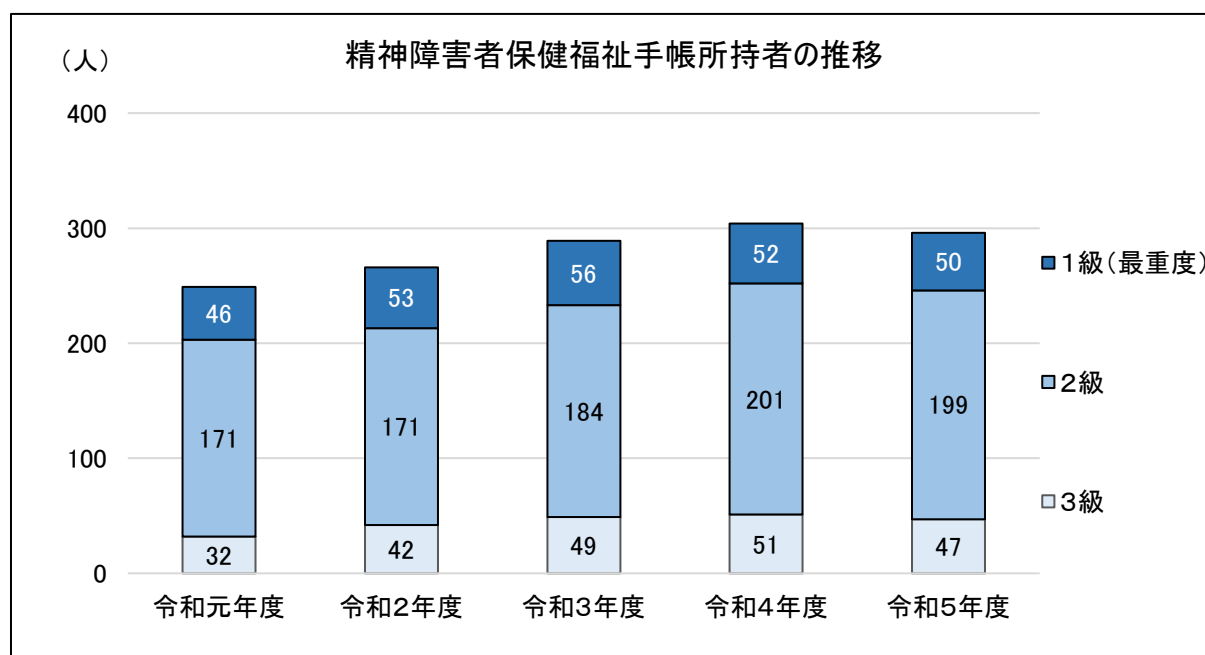


※各年度末時点

※資料:社会福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳保持者の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳保持者の推移をみると、全体的に令和元年度から令和4年度まで増加しており、特に2級が増加傾向にあります。令和5年度では全体的に減少傾向にあります。



※各年度末時点

※資料:社会福祉課

5. 生活支援に関する状況

(1) 生活保護世帯及び人数の推移

本市の生活保護世帯数及び保護人員をみると、概ね 80 世帯、100 人前後で推移しています。令和 5 年では介護分野被保護扶助人員が増えています。

(人)

区 分	世帯数	保護人員	被保護扶助人員(延人員)						
			合計	生活	住宅	教育	医療	介護	その他
令和元年度	79	96	254	87	65	3	79	15	5
令和 2 年度	82	96	251	87	66	3	79	13	3
令和 3 年度	84	100	265	87	69	4	83	19	3
令和 4 年度	76	92	265	83	69	5	80	27	1
令和 5 年度	83	99	294	89	77	3	31	91	3

※各年 10 月中時点

※資料:瑞浪市統計書

(2) 避難行動要支援者登録数の推移

本市の避難行動要支援者登録数の推移をみると、年々増加傾向にあるが、令和 4 年度から令和 5 年度にかけては登録数の増減がありません。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	2,757	2,965	3,079	3,220	3,220

※各年度末時点

※資料:社会福祉課

6. 地域福祉に関する状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

地区別の民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員数は下表の通りとなっています。

(人)

地区名	民生委員 児童委員	主任児童委員	福祉委員
瑞浪地区	25	2	43
土岐地区	14	2	39
明世地区	6	2	24
稲津地区	7	2	21
陶地区	10	2	36
釜戸	10	2	16
大湫地区			4
日吉地区	10	2	12
合計	82	14	195

※令和6年度

※資料:社会福祉課・社会福祉協議会

(2) 地区別自治会加入率の推移

本市の地区別自治会加入率の推移をみると、概ねどの地区も減少傾向にあります。最も加入率が高い地区は大湫町であり、約 9 割が加入していますが、明世地区では約 4 割に過ぎず、地区により加入率の差が大きく出ています。

(%)

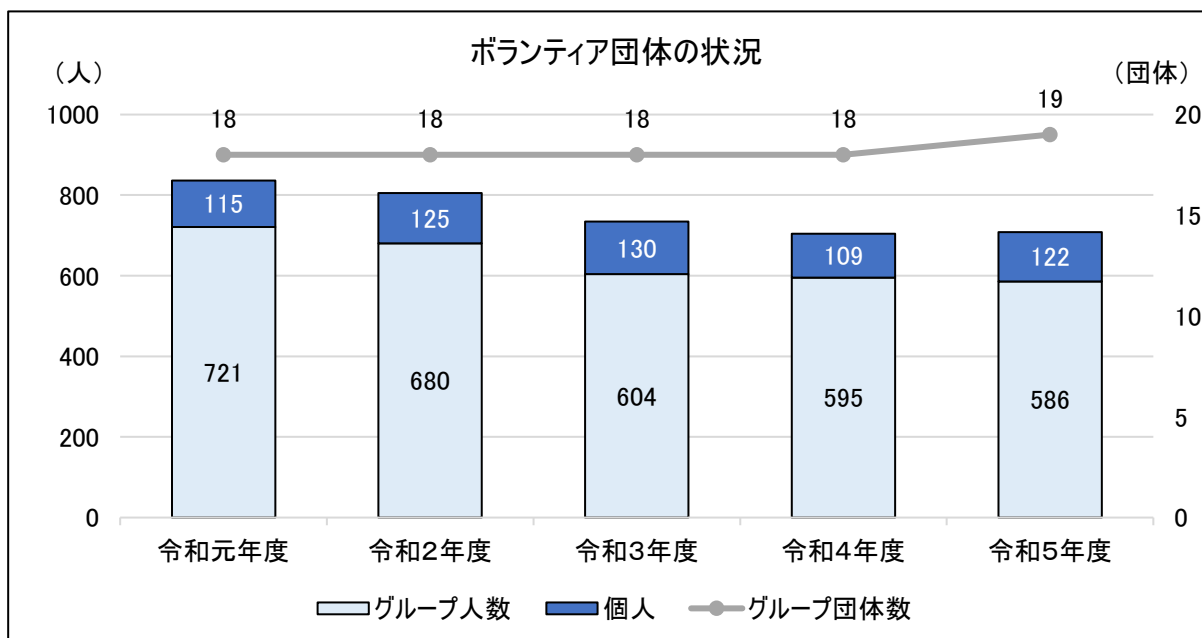
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
瑞浪地区	58.50	58.62	57.36	56.70	56.36
土岐地区	71.92	72.31	70.72	70.96	70.95
明世地区	40.78	40.71	40.37	41.52	40.06
稲津町	73.43	79.36	80.35	79.45	77.31
陶町	80.47	82.32	82.27	82.62	80.37
釜戸町	81.29	80.42	80.71	80.85	80.98
大湫町	82.55	84.72	87.05	86.76	88.24
日吉町	74.63	74.17	72.17	73.01	72.23

※各年4月1日現在

※資料:市民協働課

(3) ボランティア登録者数及び団体数の推移

本市のボランティア登録者数及び団体数の推移をみると、グループ団体数は横ばいですが、ボランティア・グループに所属する登録者数が減少しています。一方で、個人としてのボランティア登録者数は令和5年度に増えています。

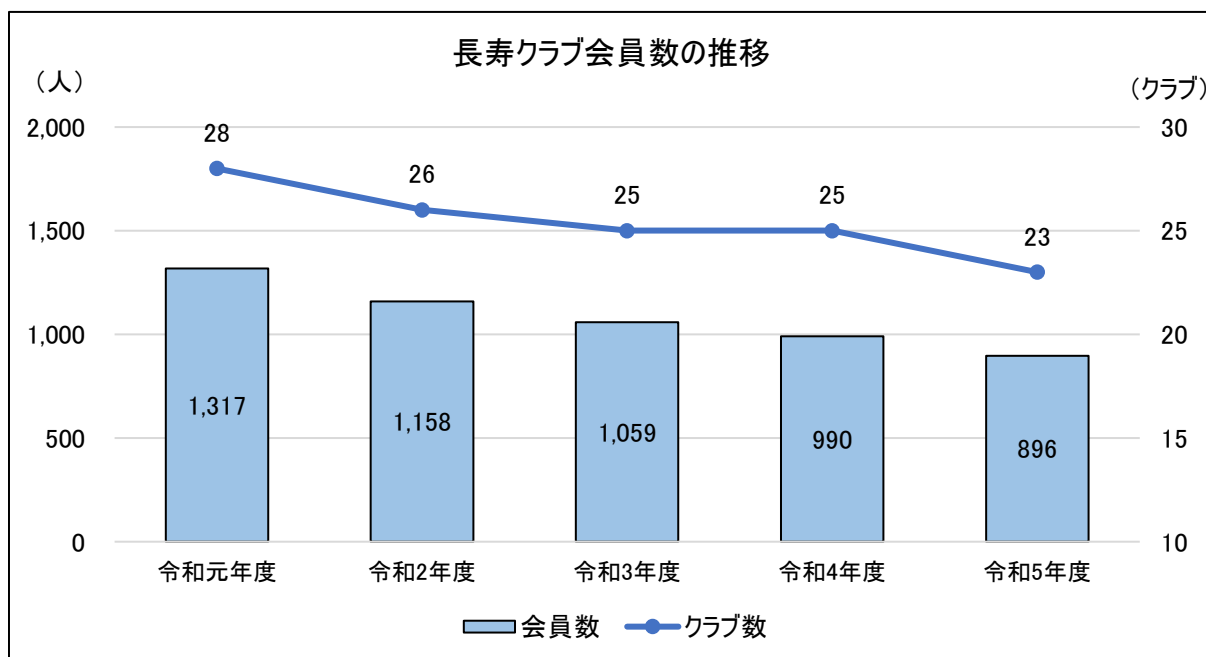


※各年4月1日現在

資料: 瑞浪市社会福祉協議会

(4) 長寿クラブ会員数の推移

本市の長寿クラブ会員数の推移をみると、クラブ数と会員数ともに令和元年度から年々減少しています。



※各年4月1日現在

資料: 高齢福祉課

第2節 調査等からみる現況と課題

1. 市民アンケート調査結果から見えてくる課題やニーズ

(1) 「暮らしやすいまち」「住み続けたいまち」をめざすために

一般市民が“暮らしやすい”（「とても暮らしやすい」及び「どちらかという暮らしやすい」）と回答した割合が約8割（79.7%）であり、本市は一般市民にとって暮らしやすいまちといえます。

一方で、高齢者にとっての“暮らしやすい”は約4割弱（38.0%）、障がい児・者にとっては2割強（22.6%）、子育て“しやすい”については約4割（39.1%）と、高齢者、障がい児・者にとって必ずしも暮らしやすいまち、子育てしやすいまちといえない結果となっています。

より暮らしやすいまちをめざすために求められていることとして、日常生活の利便性の向上（外出時の交通手段等）、福祉サービスの充実（社会保障制度、身近な場所での相談窓口、緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みづくり等）が挙げられています。

また、中学生が大人になっても住み続けたいと思う中学生（30.4%）は、住み続けたくないと思う中学生（19.0%）より多いものの、まちの活性化（商業施設や観光等、働く場の充実、より広い交流活動、子どもの遊び体験の充実医療の充実）、医療の充実が求められている結果となっています。

(2) 地域住民の助け合いや地域交流の活性化について（「自治会」等）

地域住民がお互いに支え合う関係が必要だと思っている人は約8割（81.0%）と高く、また助け合いの活動ができる地域の範囲としては自治会単位の割合が最も高く4割弱（38.5%）です。

自治会に加入している人は約8割（81.8%）、活動参加者は7割台半ば（74.5%）ですが、一方で、単身世帯の自治会への加入率が約6割（59.5%）と低く、人や地域とのつながりの希薄さが懸念されます。

また、自治会への参加理由は「近所の住む者の義務だから」という理由が大きく、必ずしも前向きな理由（興味、関心、楽しみ等）によるものではないようです。

多くの市民が助け合いの関係が必要と考えているなかで、助け合いの活動に期待できる自治会活動ではありますが、より多く活動への参加を推進するためには、時間的余裕や役員等の負担の軽減が必要という結果も出ています。

(3) 「安心・安全な暮らし」のために（「見守り体制」「孤立解消への支援」「人権擁護・虐待防止」「災害対策」について）

地域の中で安心して暮らすために必要なこととして、「地域で高齢者や子供の見守り体制をつくる」割合が4割台半ば（44.8%）と最も高い一方で、その見守り体制ができていると思う人は約3割（30.4%）にすぎないというギャップが出ています。

高齢者、障がい児・者、子育て世代への支援や協力として、「災害時の避難支援・安否確認」

が挙げられており、福祉ボランティアによる「地域の人への安否確認訪問や見守り」も実施されつつありますが、さらなる地域での見守り体制の推進と市民の見守りマインドの醸成が必要とされています。

孤立解消への支援について、「ほぼ家から出ない人」は2割弱（17.4%）で、高齢者、単身世帯におけるその割合はより高くなっています（70代は24.4%、80代は37.9%、単身世帯は33.8%）。また、その状態が長く継続している人が多く、5年以上が約4割（41.4%）であり、そうなったきっかけは病気・障がい、移動手段の欠如等によるとされています。

一方で、それに関する相談をしていない割合は5割以上（56.1%）と高く、相談しない理由としては、相談したくないからが大半であり、相談の必要性を感じていない、相談しても解決しないとあきらめている人もいます。一方で、話を聴いてほしいという人も一定数います。

様々な背景や事情を考慮し、なかには支援を受けたくない、自分のことを知られたくない等のデリケートな気持ちがあることに十分に配慮しながら、垣根が低い相談窓口の設置が求められています。

人権擁護・虐待防止の認知度について、虐待等の通報義務が5割台半ば（56.7%）、相談（通報）窓口が3割弱（27.8%）、成年後見制度が2割弱（18.8%）と低い結果となっています。人権擁護・虐待防止に関する情報提供、啓蒙が広く求められています。

本市が災害に対して安全なまちであると思う割合は5割弱（48.5%）ですが、若い世代になるほどその割合は低く、18歳～29歳ではそう思える割合は3割程度（31.1%）にすぎない結果となっています。災害時に頼りになるのは、家族の次に行政（市役所など）、近所の人等が挙げられています。

災害時の備えについては、一般、中学生ともに災害箇所（危険な場所）の把握を一番に挙げており、重要な課題と考えられます。また災害対策としての地域の協力体制づくりも重要であり、そのためには日ごろからの関係性の構築や情報共有が大切であるとされています。

（４）「相談窓口」及び「情報提供」の充実について

福祉・保健・年金などに関する相談窓口の利用は5割弱（47.9%）ですが、そのうち「利用しやすかった」人は8割台半ば（84.7%）です。

さらなる福祉の相談窓口充実のためには、ワンストップの相談窓口、情報入手・書類手続き等の簡便化が求められています。特に30代以下の若い世代では4割以上がインターネットによる情報入手・手続きの推進を求めています。

保健・福祉情報を必要としている時があった人は4割弱（38.5%）です。そのうち必要な情報がすぐに得られた人は4割台半ば（44.6%）、一方で得るのに時間がかかった人が4割弱（38.6%）、情報が得られなかった人は7.1%です。

必要とした情報の入手先としては、市の広報誌、市のホームページ、公的機関の窓口が挙げられています。またケアマネジャーや施設の職員などの相談員から情報入手する場合もあり、広く関係機関との情報共有や連携も大切です。

2. 関係機関へのアンケート調査及びヒアリング調査から見えてくる課題やニーズ

(1) 現在の活動における課題

◆活動を担う人材・マンパワー	9団体（14団体中、以下同様）
◆構成員の高齢化	7団体
◆活動の財源確保	5団体
◆居場所づくり・活動拠点・施設の整備	3団体
◆情報・他団体と連携・ネットワーク	2団体
◆リーダーの育成	2団体

現在の活動における課題として、「活動を担う人材・マンパワー」、「構成員の高齢化」が課題と回答している団体・機関が半数以上あり、「リーダーの育成」も含めて、担い手（人材）の確保が課題と捉えている機関が多いことがわかります。「活動の財源確保」、「居場所づくり・活動拠点・施設の整備」など資源に関する課題も抱えているようです。

なお、自由回答として、以下が挙げられています（一部抜粋）。

- ・【学童クラブ】：学童クラブは、保護者会が母体ではあるが、保育料が高いという指摘もある。現場の支援員がすべてを担っており、命を預かる仕事として日々頑張っていることを分かってほしい。（学童保育の需要が高まるなか）子どもをただ預かるだけでなく、地域や市の枠組みの中での活動と認識していただきたい。
- ・【瑞浪市長寿クラブ】：（高齢化社会が進むなかで）活動の充実には財源確保が必要だが、（財源の）確保が難しく苦慮している。
- ・【瑞浪市民生委員・児童委員協議会】：少子高齢化の中での（活動）維持が難しい。（引き受けてくれる人が中々いないなか）活動内容の大変さなどの実態をどう伝えるかが課題。見守りの情報共有（について）、個人情報共有の問題がある。
- ・【社会福祉協議会支部連絡協議会】：活動に必要な情報も個人情報として教えてもらえない。コミュニティセンター（地域活動の拠点となる場所）がなく、不便。
- ・【瑞浪市ボランティア連絡協議会】：ボランティア活動者もボランティア依頼者も高齢化が進んでいる。ボランティア依頼が少なくなっている。「ボランティアは時間がある暇な人」、「ボランティアは大変そう」などボランティアへの固定観念があるが、もっと気軽に参加できる場や仕組みがあると良い。
- ・【瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと】：市内の放課後デイ事業所が少なく、土岐市など市外の事業所を利用しているが、遠方の送迎を断られる場合がある。また、いざという時に頼れる日中一時支援の事業所が増えると良い。市内の相談事業所も少なく、大人対象の事業所がない。支援学校と支援学級での情報提供に格差がある。支援学級に通う子の保護者への細やかな情報提供が必要。市内に聾学校がなく、東濃で聴覚障害支援が受けられるとよい。個別相談できる言語聴覚士や心理士の配置やリハビリ施設もほしい。

各団体・機関における人不足、資金不足、場や拠点不足が挙げられています。特に障がい者支援の場の充実や専門家の配置が求められています。

(2) 他団体・機関等との連携を進めるうえでの課題

- ◆日ごろの交流がない（互いの顔が見えない）ので連携しにくい・・・・・・・・・・7団体
- ◆縦割り行政の壁があるので連携しにくい・・・・・・・・・・・・・・・・・・7団体
- ◆取組に対する価値観や温度差等が異なるので連携しにくい・・・・・・・・・・6団体
- ◆組織間における個人情報の共有が難しいので連携しにくい・・・・・・・・・・4団体
- ◆連携先がわからない（情報不足）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3団体

アンケートやヒアリングからは、同じ支援分野の他団体・機関等との連携だけでなく、例えば、子育て支援分野でも青年育成・支援、高齢者支援、障害者支援、消防・防災・災害支援、健康づくり・医療など幅広い他分野・団体・機関との連携が求められています。

そういった連携を進めるうえでの課題や困難なこととして、半数が「日ごろの交流がない」、「縦割り行政の壁がある」と回答しています。他分野の連携を進めるためには、まずはプラットフォームとなるような交流の機会等が必要と考えられます。

また、個人情報は慎重に扱わなければならない守秘義務があるため、他団体・機関との共有が難しく、専門機関との連携が難しいケースもあるようです。個人情報を得る時に、予め限定された関係団体・機関との共有が可能かどうかについて、ご本人の確認・許可を行うなどの運営上の工夫も必要と考えられます。

なお、自由回答として、以下が挙げられています（一部抜粋）。

- ・【学童クラブ】：育成支援を必要としている児童もいるため、放課後デイサービス等発達支援センターとの情報交流ができるとありがたい。放課後デイサービスとの連携を目指し、専門機関の助言をいただきたい。
- ・【瑞浪市北部地域包括支援センター】：行政と（より一層）一緒に活動していきたい。立場の違いもあるので、もっと相互の意見交流の機会を持ちたい。
- ・【瑞浪市民生委員・児童委員協議会】：（地域によって異なるが）福祉委員との連携・協力が必要なのに難しい。
- ・【社会福祉協議会支部連絡協議会】：区長会において、福祉委員活動・支部活動への理解がなかなか得られず、福祉委員の選任が難しい（地域がある）。
- ・【瑞浪市ボランティア連絡協議会】：民生委員との連携が必要。

それぞれの機関・団体において、具体的に連携を希望する機関・団体名が挙がっており、まずは相互の交流の機会を設け意見交換等を行う場を設置することで、連携・協力体制を進めることができると考えます。

(3) 住民と行政の協働に必要なこと

◆市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する・・・・・・・・・・	5団体
◆住民・地域の意見を聞く機会を充実させる・・・・・・・・・・	5団体
◆地域活動団体同士の交流促進や研修を行う・・・・・・・・・・	4団体
◆地域活動の拠点を充実させる（公民館・集会所等の機能充実など）・・	3団体
◆地域の自主性に任せる事業を増やす（地域への事業委託、自主事業の拡大など） ・・・・・・・・・・	3団体
◆住民自身が主体的に行う活動を活性化する（自治会、ボランティアなど） ・・・・・・・・・・	2団体

住民と行政の協働に必要なこととして、「市の施策・事業に関する情報公開」、「住民・地域の意見を聞く機会の充実」が3分の1以上の機関・団体で挙げられており、まずは住民と行政の間の情報共有や対話が求められています。さらに「地域活動団体同士の交流促進や研修の実施」、「地域活動の拠点的充実」が続きます。

なお、自由回答として以下が挙げられています（一部抜粋）。

- ・【学童クラブ】：ボランティア団体の情報がほしい。
- ・【社会福祉協議会支部連絡協議会】：住民が無理なくやれることを（行政で）考えてほしい。
- ・【瑞浪市ボランティア連絡協議会】：行政も社協も担当者が個々のボランティア活動について把握しきれていないと感じることがあり、話がかみ合わないことがある。もっと知ってほしい。

住民と行政の協働には、両者の対話による相互理解が必要であることがわかります。

3. 福祉懇談会（ワークショップ）から見えてくる課題やニーズ

（１）住民の孤立化防止について

【困っていること】

- 行政や社協・福祉委員・民生委員との情報連携が不足している。個人情報保護法により、皆の住所・電話番号などを知ることが難しい。行政から地域住民の状況把握を促される一方で、個人情報保護の理由で行政側からは住民情報を全く教えてもらえず、区長・民生委員・福祉委員・まちづくり等が独自の情報で動いている。
- 地域によって意識の格差があり、特にコロナ禍を経て、イベントなど地域の活動が少なくなっている現状もある。また自治会加入率も地域によって差があり、自治会未加入者は孤立しているかどうか分からないし、そもそも隣近所の付き合いを拒否している人、会費を払いたくない人もいる。
- 独居者の孤立化が懸念される。例えば高齢者をふれあいサロンに招待しても出たがらず、なかなか参加に繋がらない。一人で過ごす方が良い、集まりそのものに足が向かない、という人も多い。

【目指すべき姿】

- 区長・民生委員・福祉委員など地域関係者が連携し情報共有できると良い。正確な情報が必要。
- 地域の世代間での交流の活発化が望ましい。子どもたちが喜んで参加できるような地域行事を開催し、そこにいる大人がつながっていけるとつながりの輪が広がりやすいのではないかな。一方で、まとめ役の負担も大きい。
- ふれあいいきいきサロンをもっと活用する。そのためには、より多くの人にその存在や重要性を知ってもらうことと、またちょっと歩いて行けるところへのサロンの設置が望ましい。
- 自治会に加入せず近所付き合いを望まない人は、行政で対応してほしい。
- 大きな区になると人数も多いので、班単位で対応してはどうか。
- 地域での福祉団体との懇談会を頻繁に開催することで情報を共有しながら、様々な層や形での福祉情報提供を行うことで孤立化防止をしていってはどうかな。

【住民主体でできること】

- 地域の福祉団体との懇談会を頻繁に開催することで、それぞれの情報を合わせて話をしていき課題を出して解決していく。
- 地域住民のなかでの組織、子ども会なども巻き込みながら進めていきたい。
- 役員の連帯、地域の組織を再度見直ししながら強化していく。
- 男性が集まりにくいいため、参加促進のための仲間づくりを推進してはどうか。
- 地域住民が交流できる行事の復活を図る。

（２）地域の見守り体制について

【困っていること】

- 近所で詐欺などの事案があった際、警察に聞いてもどういう経緯があったかの情報が開示

されないため、住民に注意喚起をすることができない。

- 自治会の行事や会議、友人・身内の集まりなどが減少してしまっている。見守りどころか、自分達も高齢化していて人数が少なくなっていることが現状。
- 役員に予算をつけずほとんどをボランティアで担っている。

【目指すべき姿】

- 簡単に見守りができるような仕組みがほしい。地区の見守りには、防犯カメラを設置していくのも一つの方法なのではないか。
- 個人情報保護法により役所や警察からの情報の開示が難しいのはわかるが、必要な所に必要な情報は開示されるべきではないか。
- 活動が減少している中でも、集まりやサロンを行っている方もいる。できるだけ役員の負担を少なくしていき、集まりを増やしていきたい。
- これからは地域の役員にも予算を考慮していくべきではないか。

【住民主体でできること】

- 今後もイベントなどの集まりを増やしていきたいが、そこに近所の人たちをどう誘うかが課題。それでもできるだけ周りで声掛けをして集まりへの参加を促していく。

(3) 地域活動の担い手の養成について

【困っていること】

- 団塊ジュニア世代などの若手人材が流出し、人材不足。町に若い人が少なく、過疎化が進んでいる。
- 地域の活動に興味をもってもらえず、地域のつながりが薄くなっている。世代間のつながりも少ない。
- 地域の役は男性が務めることが通例になっており、女性の参加が少ない。
- 民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会支部、宅老所などの会議等の依頼が多すぎる。役割が多すぎるので次の人はどう渡せばいいのか苦慮している。役割の減らし方がわからない。何をどこまでやればいいのか…
- 役を担う人材が固定化してしまっている。兼務も多い。上の人からやれと言われると断れず、自主性のある人が少ない。
- 各団体同士の横との繋がりがなく、話し合う場がないため、活動内容の情報が共有できず、役割が重複していてもわからず、整理ができない。
- 高齢者は多いが、長寿クラブの会員は集まらない。また、高齢者世帯の自治会からの脱退が増加している。高齢者にとってIT化への対応は難しい。
- 陶の3区(猿爪・水上・大川) 合同で行事をしたくても、水上と大川は神事がある関係で一緒に行うのが難しい。また陶は交通費がかかる。
- 日吉町では、人数が少ないため学童が成立していない。母親達が一生懸命に組織を作っているが、リーダーが長く続けていけるかが課題。

【目指すべき姿】

- 役割を減らすことを目的とした会議を行い、やるべきことの合理化をはかる。
- 女性にアプローチできる方法を探る（スポーツ大会やご飯会など、楽しく交流できる機会を通じて）。
- 将来的には女性が区長・組長がしても良いのではないか。女性も複数名でなら活動がしやすくなり、加入にも繋がるのではないか。
- 将来的には市からの公的なコーディネーターの派遣、あるいは経済的な支援をしていただかないと長続きしないのではないか。例えば、民生委員・児童委員を区の役員と位置付けるようにし、手当を支給するなど。
- 働く場所の確保によるまちの活性化。それによる移住者の増加。
- 手続きの簡略化。誰でも使いやすく生活がしやすいシステムが構築されるとありがたい。

【住民主体でできること】

- 地域内の団体同士で連携を図った上で、役割の分担をする。役割をただ単に廃止・縮小していくのではなく、団体同士で話し合いを重ねて整理・精査していく。
- 役員交代のローテーションを確立していく。
- 近い年代同士で交流できる機会をつくり、そこからつながりを作っていく。夫婦で参加することにより妻同士のつながりもできるため、女性への参画を促すきっかけになる。
- 今回のような懇談会をまたできるようにする（色々な人の話を聴く。聴いてみないと何もわからない）。
- 区長会、民児協、まちづくり、社協支部とで食事等を一緒にしながらしゃべることができる機会をつくる。コロナ禍以降そういう場がなくなっているなので、会議ではなく楽しみながらつながりを作るために、各団体との交流の場を設ける。

第3節 第4期計画の推進状況からみる課題

【基本目標1】市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう ～みんなで地域活動へ参加しよう！～

(1) 福祉に対する市民の意識づくり

広報やホームページ、SNSを活用した情報発信や福祉教育を継続的に実施しましたが、今後はさらにSNSの活用について検討する必要があります。

福祉まつりなどのイベントによる地域交流事業はコロナ禍が落ち着いた以降は概ね再開されており、今後も継続していきます。

自治会、民生委員・児童委員、福祉委員の意見交換会の開催については地域差があり、市全体としての意見交換会の実施が必要です。市民が地域福祉に積極的に参加できる仕組みづくりに向けた活動の実施が必要ですが、コロナ禍を経て、担い手不足や高齢化により従来の大きな地域行事の実施は困難になっている地区もあり、実状に応じた取り組みが必要です。

(2) 地域における交流や生きがいづくりの推進

地域・世代間の交流はコロナ禍で一時停滞したものの、地域の将来像や課題解決のための具体的行動計画を記載した地域計画が令和5年度に策定され、計画実現に向けた活動の活発化により交流機会の増加にも寄与しています。地域の現状による活動のバラつきが課題となっています。

児童館や子育て支援センターにおける子育て支援事業が進められている一方で、公民館における親支援事業の位置づけが課題となっています。

また地域の外国人への支援について、多文化共生に向けた事業の実施検討が必要です。

(3) 地域における資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）

基本目標1の中で最も低い評価となっており、施策を100%達成したとするA評価の割合は33.3%です。地域の拠点づくりでは福祉団体と地域住民の連携が必要ですが、福祉団体は様々な形態があり、窓口となる関連部署間の連携も課題です。

また子どもの居場所づくりでは、こども食堂事業者への支援と裾野の拡大、放課後児童支援員の確保や待機児童の解消が課題となっています。

(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進

A評価の割合が75%と、基本目標1の中で最も高い評価です。社会福祉協議会のボランティアセンターを軸に各種メディアを通じたボランティア活動の周知や、ニーズに合った講座等を実施しました。一方で、自治会活動の必要性の理解醸成が課題です。

【基本目標 2】地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう ～みんなで支え合い、助け合おう！～

(1) 地域における活動組織のネットワークづくり

子ども・子育て会議や青少年育成市民会議を通じて情報交換・活動交流を実施しました。地域単位において、地域福祉団体の相互連携に向けた地域ネットワークづくりを支援する必要があります。

また障がい者福祉や高齢者福祉に関する専門機関間のネットワークづくりとして、瑞浪市地域総合支援協議会の定期的・継続的な開催や東濃圏域で行う各種会議の活用、医療機関との連携等も引き続き継続していくことが必要です。

(2) 地域のつながりを支える団体などの活動推進

A 評価が 60.0%と高く、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、長寿クラブ連合会、まちづくり推進組織といった福祉を支える団体、ボランティア団体への支援を進めています。

【基本目標 3】地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう ～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～

(1) 分野横断的な支援体制の充実

子どもから高齢者までライフステージに応じた相談支援、障がい者の療養・就労支援、ひきこもりへの相談支援、生活困窮者の相談支援等推進するなかで、窓口間の連携は取れているものの、複雑・複合化した課題や制度の狭間の課題等の対応や早期解決に向けた包括的な相談・支援体制の整備が課題となっています。

(2) 情報提供の充実

A 評価が 61.5%と高く、IT の活用による情報提供の充実を図るとともに、情報格差を解消する取り組みを推進しました。令和 2・3 年度に日吉町と大湫町の一部で民間インフラを活用した光ファイバー回線整備事業により地域情報格差の解消を実施しました。一方で母子健康手帳アプリは、運営団体の都合で妊娠・出産・育児を記録機能以外は使用できなくなるなどの課題もあり、国の動向を注視しながら、よりよいアプリの活用を検討する必要があります。

また、ガイドブック・パンフレットの作成やホームページの更新を継続的に実施しました。今後はホームページに関して、様々な端末からの閲覧ができるよう、また高齢者や障がい者に配慮した操作性の向上や誰でもウェブにアクセスできるよう音声機能にも配慮した機能の向上等を図る必要があります。

（３）福祉の人材確保

A 評価が 20.0%と低く、福祉の人材確保は課題となっています。多様性社会に対応できるよう、地域活動団体や事業者等との情報交換を行いながら、ニーズに沿った専門的かつ幅広い知識を持つ人材育成を検討する必要があります。

（４）サービスの質の向上

概ね達成の評価となり、保育サービスの第三者評価を実施し、評価結果の公表方法を検討していきます。

（５）権利擁護の推進

日常生活自立支援事業の実施における権利擁護、成年後見制度の利用促進、虐待防止の推進等がなされており、A 評価が 75.0%と高くなっています。成年後見では令和３年度に設置された成年後見センターと連携し、必要な支援を進めています。児童虐待対策として取りこぼしのない支援体制に向けて令和６年度にこども家庭センターを設置する等様々な権利擁護の取り組みを進めています。

（６）生活環境の整備

バリアフリー化・ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備・改修を継続的に実施しました。また、コミュニティバスについては、主に市中心部ではバリアフリーに配慮した車両にて運行を継続しました。その他の地域では、山間部を運行するため、場所によっては幅員が狭く急傾斜があるため、低床バス車両では運行が困難であることが課題です。さらに外出支援の充実に向け、地域住民を交えた勉強会等を通じて制度周知等を行っていく必要があります。

（７）防災・防犯などに備えた体制の整備

防災マップや防災マニュアルの改訂などの防災体制整備を進め、交通安全・防犯対策を継続的に実施しました。

健康状態に不安を持つ一人暮らし高齢者などを対象とした緊急通報装置（あんしんネットワークシステム）の設置については、民生委員を通じて申請のあった世帯にはすべて設置されましたが、固定電話のない世帯への設置、協力員が確保できない方への設置等について等の課題があります。

防災訓練実施地区に偏りがあり、実施していない地区への呼びかけが必要です。避難行動要支援者の把握と個別避難計画の結び付けや、福祉避難所の運用や医療機関等との連携も課題です。

防災リーダーの高齢化に伴い、次世代の防災リーダー、女性防災リーダーの育成も必要です。災害発生時の外部からの支援の受け入れ体制の整備や役割分担を明確化するための災害ボランティア連絡調整会議の設置に向けた検討が必要です。

【基本目標 4】自殺予防のまちづくりを進めよう

～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指そう！～

（１）自殺予防に関する５つの基本施策の推進

A の評価が 67.9% と高く、広報やホームページにて相談窓口等の周知啓発を実施した他、職員・教員・中学生（３年生）向けのゲートキーパー養成研修を実施しました。中学生向けの学級満足度アンケートは、ICT の活用により児童生徒の SOS を見逃さないよう適宜情報を収集できるシステムのものに変更しました。

（２）自殺予防に関する３つの重点施策の推進

高齢者、生活困窮者、子ども・若者への支援強化を進めており、A の評価が 76.2% と高くなっています。

第3章 計画の基本理念と施策体系

第1節 計画の基本的な視点・考え方

1. 計画の基本的視点

地域福祉計画の基本的な視点としては、第4期計画を踏襲し、次に掲げる6つの原則に基づき策定します。

(1) 地域の個別性尊重の視点

日常暮らしている身近な地域での福祉を重視すること。

(2) 利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること。

認知症高齢者や障がい者をはじめとした社会的弱者の権利が擁護されること。

(3) ネットワーク化の視点

福祉と保健と医療の連携や、多様なサービス提供者間のネットワーク化により、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に提供されること。

(4) 公民協働の視点

地域住民、事業者、NPO、行政、社会福祉協議会が役割分担を踏まえながら、協働して地域福祉の実現にあたること。

(5) 住民参加の視点

地域福祉の実現にあたっては、地域住民主体での取り組みを尊重し、さまざまな支援を図ること。

(6) 地域共生化社会実現の視点

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野ごとの『縦割り』ではなく、誰もが支え、支えられる福祉の環境構築に向け、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくこと。

第2節 基本理念及び施策体系

1. 計画の基本理念

第7次瑞浪市総合計画の将来都市像としてうたわれている「幸せ実感都市 みずなみ 〜いっしょに創ろう 夢ある未来〜」の実現のためには、市民と行政の協働により、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境、さらには障がい者が自立し、いきいきと安心して生活できる環境を整え、快適な生活ができる社会の実現が求められています。

そこで、本計画では、第1期～第4期計画の基本理念である「共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり」を踏襲し、さらに市民が幸せを実感できるまちづくりを目指して地域福祉に関わる総合的・計画的な施策を展開します。

■基本理念■

共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり

2. 基本目標

基本理念である“共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり”の実現を目指し、次の3つの基本目標に沿って施策を推進します。

【基本目標1】市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが互いにふれあい、支え合いの意識を持つと共に、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

そのために、さまざまな世代の交流の推進や地域における交流の場を整備し、日常的にふれあいのある地域を目指します。また、ボランティア・市民活動団体の活動の推進を通じて、市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ります。

【基本目標2】地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう

誰もが共に住み慣れた地域で生き生きと暮らすためには、地域における助け合い、支え合いが重要であり、そのための仕組みづくりが必要です。

個人や自治会、民生委員・児童委員など地域を構成するさまざまな組織・団体による支え合い活動を推進すると共に、ボランティアや NPO などによる支援活動を推進します。また、地域で連携して福祉活動が展開されるための「ネットワーク」づくりを推進します。

【基本目標3】地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう

障がい者や身体機能の低下した高齢者、また次世代を担う子どもや若者、子育て世代など誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らすことのできるまちづくりが求められており、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進が必要です。

包括的な支援体制の整備として、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「瑞浪市における包括的な相談支援体制の構築」を目指します。

地域社会の中で、自分たちに必要な福祉に関する情報を得ると共に、福祉に関する悩み事なども気軽に相談できる仕組みづくりや、適切なサービスを受けやすくするための支援の充実、防災・防犯などに備えた体制の整備などを通じて、地域で共に暮らすための生活環境の向上を図ります。

3. 施策体系

基本理念 共に創る ふれあい 支え合うまちづくり		
---	--	--

基本目標	基本方針	施策の方向性
------	------	--------

1 市民の地域福祉活動などへの積極的な参加を図ろう	(1) 福祉に対する市民の意識づくり	①地域福祉に関する積極的な情報提供
		②イベント等を通じた地域福祉に関する普及・啓発の推進
		③地域福祉に関する意見交換会等の場づくり・仕組みづくり
		④次世代への働きかけ（福祉教育の充実、体験学習）
		⑤あいさつ運動、見守り・声かけ運動の推進
		⑥男女がともに参画できる地域活動などの推進
	(2) 地域における交流や生きがいのづくりの推進	①世代間交流の推進
		②高齢者・障がい者の社会参画への支援
		③生涯学習の推進
		④地域での子育て支援の充実
		⑤地域の外国人への支援
	(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）	①地域の拠点づくり
		②子どもの居場所づくり
		③宅老所の整備支援
	(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進	①ボランティア活動などに対する情報提供の充実
		②ボランティア活動などに参加しやすいしくみづくりの検討
		③ボランティア・市民活動センター機能の充実
		④子どものボランティア活動などへの参加推進

2 地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう	(1) 地域における活動組織のネットワークづくり	①情報交換・活動交流のためのネットワークづくりの推進
		②地域福祉団体の相互連携の支援
		③社会資源のネットワークづくりへの働きかけ
	(2) 地域のつながりを支える団体などの活動推進	①社会福祉協議会への支援
		②地域の福祉を支える団体などへの支援
		③地域組織やボランティア団体などへの支援
		④自治会活動などへの支援
		⑤地域福祉に関わる事業者の機能と役割の強化
	(3) 福祉の人材確保・育成	①ボランティア・シルバーボランティアの育成・支援
		②専門分野の人材確保・人材育成

3 地域 で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう	(1) 包括的・分野横断的な相談・支援体制の充実	①ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の充実
		②制度の狭間の問題、制度の縦割りを越えた対応の充実
		③生活困窮者対策の推進
		④就労支援の充実
		⑤犯罪をした人等への社会復帰の充実
		⑥健康・医療・福祉の相談機関のネットワークづくり
		⑦同じ立場の人による相談体制づくり（ピアカウンセリングなど）
	(2) 情報提供の充実	①多様な情報の提供
		②ITを活用した情報の共有化の推進
		③地域の隅々まで福祉情報が流れる仕組みづくり
	(3) 権利擁護の推進	①日常生活自立支援事業の推進
		②虐待防止の推進
		③福祉サービス全般に関する苦情解決の推進
	(4) 生活環境の整備	①道路・公園・駅周辺等の整備
		②住宅環境の整備
		③外出支援の充実
	(5) 防災・防犯などに備えた体制の整備	①緊急時、災害時に対する支援体制の充実
		②防犯対策の推進

第 4 章 施策の展開

第 3 章の施策体系に基づき、基本目標、基本方針、施策の方向、取り組みまでを記載し、展開します。

第5章 自殺対策計画

第1節 計画策定の概要と背景・国の動向（根拠法等）

我が国の自殺者数は、平成10（1998）年に3万2,863人、平成15（2003）年に3万4,427人と過去最悪の水準となり、国をあげてこの問題に取り組もうと、平成18（2006）年に「自殺対策基本法」が制定され、さらに翌年に自殺対策に関する国の指針である「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」とする）が制定されました。自殺は決して「個人の問題」ではなく、「社会の問題」であるとして対策が推進されたことにより、自殺者数は減ってきてはいるものの、依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況が続いています。

その後、平成24（2012）年に大綱の全面改正、翌年に自殺対策基本法の一部改正があり、都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。大綱改定では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目標として掲げ、地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策への転換を示しました。



「自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成28年）第13条」 （一部抜粋）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

しかしながら、令和2（2020）年の我が国の自殺死亡率（人口10万人における自殺による死亡率）は16.4とG7各国の中で最も高い数値を示しています。さらにコロナ禍の影響により、孤独・孤立の深刻化や働き場所の喪失など自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことなどにより、女性や小中高生の自殺者数が増えました。今後さらに取り組むべき施策を新たに位置づけるため、令和4（2022）年に新たな大綱（第4次自殺総合対策大綱）が決定されました。

大綱は、社会経済情勢の変化。自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況を踏まえ、おおむね5年間をめどに見直すとされています。



「自殺総合対策大綱」（令和4年閣議決定）の概要：

【基本理念】誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるものとし、自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させることを目標とする。

【数値目標】自殺死亡率

平成27年：18.5 → 令和8年：13.0以下（※令和2年：16.4）

【ポイント】

- ① 子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化
- ② 女性に対する支援の強化
- ③ 地域自殺対策の取り組み強化
- ④ 総合的な自殺対策のさらなる推進・強化

第2節 市における自殺に関する状況

(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数の推移をみると、平成28年以前は10人を超える年が続きましたが、平成29年以降は一桁で推移しています。なお本市の自殺死亡率は、自殺者数が一人増減するだけで大きく変わるので、全国との比較は難しい一面もあります。

年	人口動態統計 自殺者数（人）	自殺統計		
		自殺者数 （人）	自殺死亡率 （％）	全国自殺死亡率 （％）
平成21年	11	11	27	26
22	6	9	22	25
23	13	11	28	24
24	8	7	18	22
25	8	10	25	21
26	11	11	28	20
27	9	10	25	19
28	12	13	33	17
29	5	5	13	17
30	6	4	11	16
令和元年	6	7	19	16
2	7	8	21	16
3	5	7	19	16
4	4	5	14	17

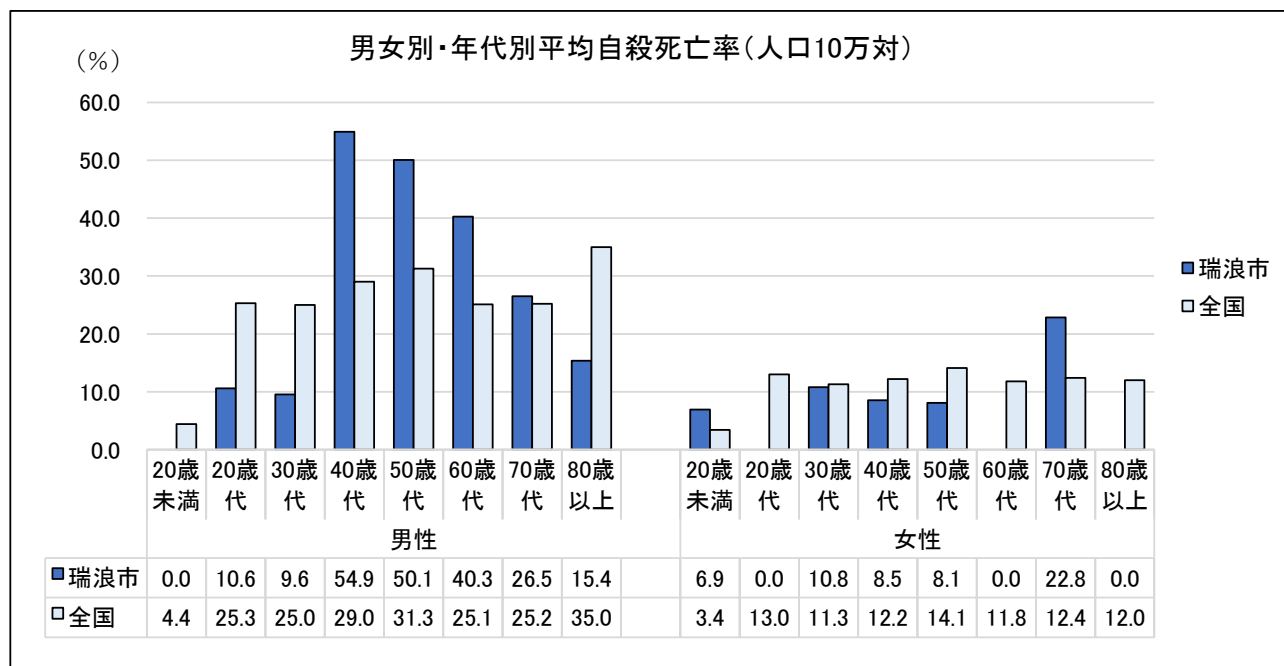
※自殺死亡率は人口10万対

資料：地域自殺実態プロファイル

(2) 5年間の男女別・年代別平均自殺死亡率（人口10万対）

平成30年～令和4年の5年間の平均をとって本市の男女別・年代別自殺死亡率を全国と比較すると、男性の自殺死亡率が高く、特に40歳代から60歳代の働き盛りの年代において、全国よりも高い結果となっています。地域自殺実態プロファイルによると、過労や失業など働き手としての問題からうつ症状となったケースが複数見受けられます。

女性では、70歳代において全国より高くなっています。身体疾患への病苦からうつ症状となったケースが上がっています。



※資料：地域自殺実態プロファイル

第3節 計画の目的

本市の地域の実情を鑑み、自殺防止に向けた取り組みを推進します。自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす両輪の取り組みを推進します。

第4節 計画の基本目標

「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを進めよう」

自殺は追い込まれた末の死であること、その背景には、失業、倒産、多重債務による生活困窮や、過労、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的な要因があることなどから、「誰にでもある危機」と捉える必要があります。

自殺対策基本法に基づき、自殺防止対策を総合的に推進し、自殺者の親族等の支援の充実等も図ります。

第5節 具体的な施策

1. 自殺予防に関する5つの基本施策の推進

（1）住民への啓発と周知

自殺防止に向け、こころの健康づくりなどに関する意識啓発やメンタルヘルスチェック（こころの体温計）の活用などセルフケア等の正しい知識の普及を図ると共に、自殺のSOSに気づき、対応できるよう、多様な媒体やさまざまな機会を通じて情報提供や啓発活動を進めます。

また、深刻な悩みを抱える人が適切な相談窓口にとどり着けるよう、それぞれの悩みに応じた相談窓口の周知を図ります。

（2）生きることへの促進要因の支援

自殺リスクの低下に寄与すべく、「生きることの阻害要因」となる生活上の困りごとを早期に解決する支援として、身近な市民相談から専門家による各種相談事業を推進し、自殺リスクを抱える可能性のある人（こころの健康、依存症、ひきこもり、虐待・DV・性暴力等の被害者、事故や災害等の被災者のトラウマのケア、性的マイノリティの悩み等）への支援を行います。これらの相談事業を通じ、自殺リスクの高い事案について個人情報に留意しながら共有し、問題解決に向けていきます。

さらに「生きることの促進要因」につながる結婚相談事業等の取り組みを進めます。

また、自死遺族（遺児）への支援も重要です。気持ちを分かち合い支え合えるピア・サポートの場を支援し、自死遺族に関わる関係者が、遺族に配慮した対応ができるための知識や各々の役割について学ぶ研修の機会も必要です。

(3) 自殺対策を支える人材の育成

「生きることへの包括的な支援」としてさまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に関わる関係課、関係機関等に対して、自殺対策に関わる専門的な研修を実施します。また、自殺の恐れがある人のサインにいち早く気づき、専門家等につないで自殺を防げる対応ができるよう市民や職員等に対してゲートキーパー養成等の研修会、講習会等を開催し、人材育成を図ります。

(4) 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなどのさまざまな要因が複雑に関係していることから、これらに適切に総合的に対応するため、庁内各部門相互の連携及び関係機関・団体等との連携を図り、協議会やケース会議の開催等自殺対策に関するネットワークづくりを推進します。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒が命の尊さを学ぶ教育のみならず、困難に直面したり、大きなストレスを抱えた時などに、周囲の大人に助けの声をあげられるよう、いじめ110番ダイヤルの設置、スクールカウンセラーの派遣とともにSOSの出し方に関する教育等を進めます。

さらに心の危機に陥った友人や児童生徒への関わり方に関する知識も重要であり、精神疾患に関する正しい知識や出されたSOSの受け止め方、相談先等について学ぶ機会も必要です。

2. 自殺予防に関する5つの重点施策の推進

(1) 高齢者への支援強化

高齢者においては、健康面や経済的な不安・悩みを抱えている人が多い傾向があり、孤立・孤独に陥りやすいケースの多いことから、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働き掛けを行います。

特に高齢者においては生きがいづくりも重要であり、高齢者の活動支援や居場所づくりも大切であり、介護予防の取り組みも必要です。また、高齢者家族や介護者等への支援として、相談窓口の充実や認知症カフェ等の開催も推進します。認知症サポーターの養成も引き続き実施していきます。

(2) 生活困窮者への支援強化

さまざまな背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを踏まえ、社会的に孤立することがないよう、地域の人々となぐ活動や、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へつなぐための関係機関との連携を強化します。

引き続き生活困窮者自立支援事業、生活保護事業を推進するとともに、悪徳商法や多重債務等の消費生活トラブルに対応する相談窓口の周知を図ります。

(3) 子ども・若者への支援強化

子ども・若者への支援は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が必要であること、抱える悩みは多様であることなどを踏まえ、ライフステージに応じた取り組みを進めます。

子ども・子育て世代の学校や家庭に関する相談、若者世代の引きこもりや就労支援、「こころの体温計」の紹介等を行うとともに心身の健康に関する相談窓口の周知等切れ目のない支援を行います。

(4) 職場環境に関する支援

職場の長時間労働やパワーハラスメントは、自殺の一因となりうる重要な課題であり、職場改善のための体制整備が必要です。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や人権意識の啓発を推進します。

また求職者や離転職者の就職活動に関する相談や、解雇や賃金未払い、労働条件等の働く上での相談等に関し、適切な相談窓口の案内や助言をします。

(5) 女性に対する支援

新型コロナ禍をきっかけに全国の女性の自殺死亡率が増加し、生きづらさを抱える女性への支援を重点的に進めていく必要があります。女性の自殺対策としては、妊産婦の産後うつ等のメンタルヘルス支援や、非正規労働者への支援、性犯罪・性暴力被害者等への支援が必要です。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 成年後見制度の概要と背景

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービス等の契約をすることが困難な場合、本人に不利益が生じないように成年後見人等が支援する制度です。

制度は大きく分けて、任意後見制度と法定後見制度の2つがあり、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、障がい者の意思を尊重し、意思決定を支援しながら、契約等の法律行為を行います。

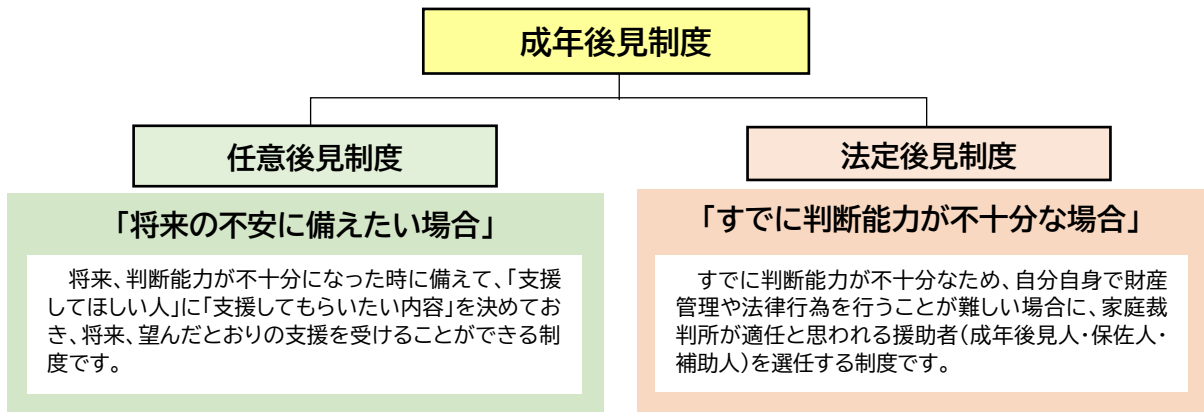
社会的背景をみると、認知症高齢者は年々増加し、令和7年には約700万人になる見込みであるものの、成年後見制度は十分に利用されていない現状があります。

また、障がい者を支える親等の高齢化も進んでおり、成年後見制度の需要は高まることが見込まれます。成年後見制度を必要とする人が適切な支援に結び付くような体制を整備する必要があります。

地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものです。

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進める必要があります。

＜成年後見制度の概要＞

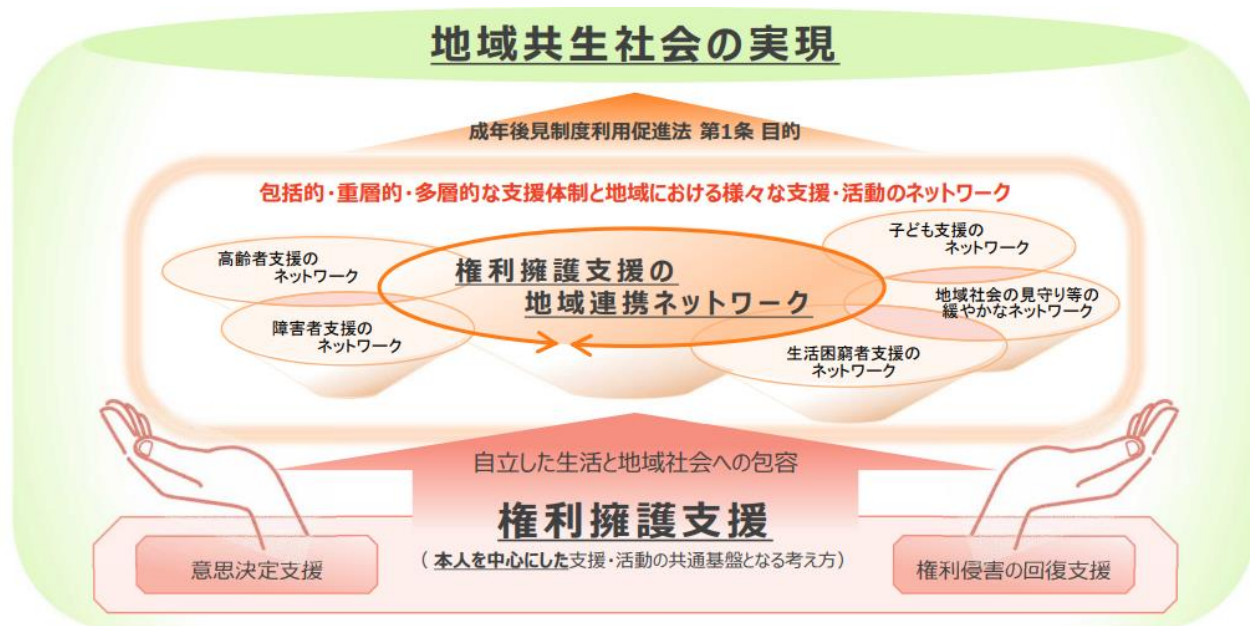


	任意後見制度	法定後見制度
成年後見人等の選任	本人が自分で選ぶ	家庭裁判所が選任する
支援の開始時期	元気なうちに契約締結。判断能力が不十分になった後、任意後見監督人が選任されてから開始	判断能力が不十分な段階で、成年後見人等が選任されてから開始
支援の内容	自分の意思で内容を決める	家庭裁判所が定める範囲で行う
成年後見人等の権限	取消権がない	取消権がある
成年後見人等の報酬	本人と受任者間で決める	家庭裁判所が決める

法定後見制度

	後 見	保 佐	補 助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等		
援助する人	成年後見人	保佐人	補助人
申立時の本人同意	不 要	不 要	必 要
【同意権】 成年後見人等の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（民法13条1項所定の行為の一部）
【取消権】 取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同 上	同 上
【代理権】 成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為		申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為

＜地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進のイメージ＞



資料：厚生労働省ホームページ：「第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」より抜粋

第2節 国の動向（計画の根拠法等）

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めています。

これらを踏まえ、国は令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しています。また、市町村は国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

このことから、本市においても、国が定める「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めます。

また、既存の法定計画と一体的に策定する方法が可能であると示されていることから、本市においては改定期にあたる障害福祉計画に盛り込むこととしました。障害福祉計画中、本章を本市における成年後見制度利用促進基本計画として位置づけ、障害福祉計画と一体的に策定し、進捗管理を行います。

「成年後見制度利用促進法」（抜粋）：

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 市における成年後見制度の利用状況

(1) 市長申立

成年後見制度を利用したくても、申立ができる親族がおらず申立ができない場合、市長が家庭裁判所に申立をすることができます。令和4年度が他の年度に比べて多くなっています。

表 市長申立件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立件数	1	2	5	4

※各年度末時点

※資料: 社会福祉課、高齢福祉課

(2) 成年後見等開始申立

市内在住者が岐阜家庭裁判所多治見支部にて成年後見等開始申立を行った件数は次のとおりです。合計12件から15件で推移しています。

表 成年後見人開始申立件数

(件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後見	11	6	7	5
保佐	0	4	4	8
補助	2	2	4	1

※各年12月末時点の概数

※資料: 岐阜家庭裁判所

(3) 成年後見人等受任者種別

成年後見人等受任者（成年後見制度の担い手）の合計では、法人が最も多くなっています。成年後見については親族が最も多く、次が法人となっています。

表 成年後見人等受任者種別

(件)

区分	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
親族	33	6	1	0	40
弁護士	3	2	0	0	5
司法書士	8	4	1	0	13
社会福祉士	1	2	0	0	3
法人	23	23	11	0	57

※令和6年1月末時点の概数

※資料: 岐阜家庭裁判所

第4節 計画の目的

判断能力が十分でなく一人で選択・決定することが難しい状態であっても、成年後見制度を適切に利用することで、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう、制度の利用促進に関する施策の推進を図ります。

第5節 計画の目標

成年後見制度を必要とする人が利用につながりやすくなるよう、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みである「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」づくりの推進を行います。

第6節 具体的な施策

（１）中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関を東濃５市の連携により設置し、その運営を適切な団体に委託します。中核機関は、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援、不正防止効果の機能を担います。また、権利擁護支援に係る関係機関で構成する協議会を設置します。中核機関を事務局として、多職種間において地域課題を共有し協議を重ねる中で、地域における連携や対応力の強化を図ります。

（２）権利擁護支援の検討に関する支援

本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した支援を行います。

本人や家族、地域住民などの関係者に対し、制度の理解の促進と相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、権利擁護が必要な人を早期に把握し、支援につなげます。

（３）制度の開始までの支援

身寄りのない人、虐待事案等について、積極的に市長申立を活用します。成年後見制度の適切な利用の検討を行い、必要に応じて日常生活自立支援事業等他の支援につなぐなど、適切な権利擁護が行われるよう関係機関と連携を図ります。

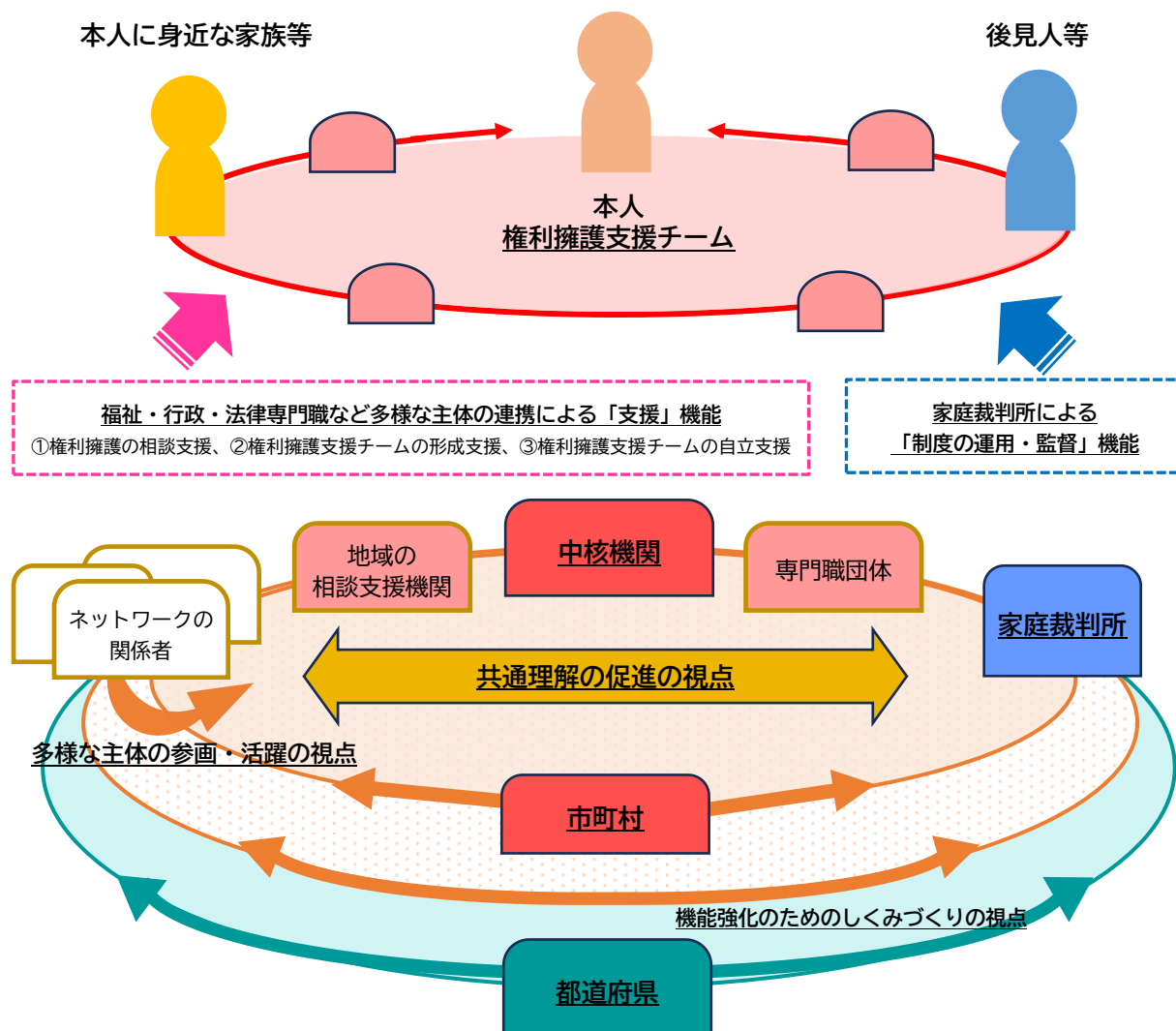
中核機関による受任者調整機能を強化し、適切な後見人候補者の選任と権利擁護支援チームの形成を支援します。

(4) 制度の利用開始後に関する支援

成年後見制度利用支援事業により、申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、利用者が安心して制度を利用できるよう支援します。

中核機関と連携して後見人支援を行うことで、適正な後見事務が確保されるよう努めます。

■ 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」より